

令和２年第１回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

令和２年３月５日（木曜日） 午前９時３０分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 議案第 １号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

議案第 ２号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第６号）の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 ４ 施政方針

日程第 ５ 議案第 ３号 令和２年度大洗町一般会計予算

議案第 ４号 令和２年度大洗町国民健康保険特別会計予算

議案第 ５号 令和２年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 ６号 令和２年度大洗町介護保険特別会計予算

議案第 ７号 令和２年度大洗町公共下水道事業特別会計予算

議案第 ８号 令和２年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算

議案第 ９号 令和２年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算

議案第 １０号 令和２年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算

議案第 １１号 令和２年度大洗町水道事業会計予算

日程第 ６ 議案第 １２号 大洗町在宅障害児福祉手当支給条例

議案第 １３号 大洗町福祉委員会条例

議案第 １４号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 １５号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 １６号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 １７号 大洗町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第 １８号 大洗町税条例の一部を改正する条例

議案第 １９号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第 ２０号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例

議案第 ２１号 大洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第 ２２号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

- 議案第 23 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第 7 議案第 24 号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 25 号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 令和元年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 27 号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 29 号 令和元年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約
の変更について
- 日程第 9 議案第 30 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 10 報告第 1 号 令和 2 年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

1 番	小 沼 正 男 君	2 番	勝 村 勝 一 君
3 番	櫻 井 重 明 君	4 番	伊 藤 豊 君
5 番	石 山 淳 君	6 番	柴 田 佑美子 君
7 番	飯 田 英 樹 君	8 番	今 村 和 章 君
9 番	和 田 淳 也 君	11 番	坂 本 純 治 君
12 番	菊 地 昇 悦 君		

欠席議員（１名）

10 番 海老沢 功 泰 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 谷 隆 亮	副 町 長	斉 藤 久 男
教 育 長	飯 島 郁 郎	町 長 公 室 長	小 沼 敏 夫
まちづくり推進課長	大須賀 瑞 樹	総 務 課 長	清 宮 和 之
税 務 課 長	五 上 裕 啓	住 民 課 長	本 城 正 幸
福 祉 課 長	小 林 美 弥	こ ども 課 長	小 沼 正 人
健康増進課長	佐 藤 邦 夫	生 活 環 境 課 長	磯 崎 宗 久
都市建設課長	渡 邊 紀 昭	上 下 水 道 課 長	田 中 秀 幸
農 林 水 産 課 長	有 田 和 義	商 工 観 光 課 長	米 川 英 一
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	高 柳 成 人	生 涯 学 習 課 長	深 作 和 利
消 防 長	内 藤 彰 博	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	江 橋 浩 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 山 義 明	議 会 書 記	石 井 健 志
---------	---------	---------	---------

○議長（小沼正男君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。朝早くからおいでくださいまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しく願いいたします。

なお、今定例会では、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、議員、執行部一同、マスクを着用して出席しております。

傍聴者の皆様におかれましても、マスクのご着用および入場時のアルコール消毒液による手の消毒、咳エチケットのご協力をお願いいたします。

◎賞状の伝達

○議長（小沼正男君） 会議に先立ちまして、感謝状の伝達を行います。

今村和章議員が茨城県町村議会議長会会長として、茨城県町村議会の運営および地方自治の振興発展に尽力されたとして、全国町村議会議長会会長並びに茨城県町村議会議長会会長から感謝状を授与されました。

ただいまからこれを伝達いたします。

今村和章議員、前へお願いいたします。

〔感謝状伝達〕

○議長（小沼正男君） ここで小谷町長より祝辞をいただきます。小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） おはようございます。

今村和章議員におかれましては、この度、全国並びに茨城県町村議会議長会会長より、ご活躍いただいたところの感謝状を授賞されました。心からお慶び、お祝いを申し上げる次第であります。

ご案内のとおり今村議員におかれましては、平成19年、議員に当選されて以来、今日まで4期議員としてご活躍いただいているところでありまして、その4期のなかにおいて1期4年、大洗町の議長としてご活躍をいただいたところであり、傍ら、茨城県町村議長会の副会長として、そしてまた会長としてお務めになられて、その功績が認められ、今日の感謝状の授賞の栄に浴されたというふうに思っております。

もとより今村議員におかれましては、議会活動として議会の改革、そういうところに一生懸命力を注いでまいりましたし、その思いが県、あるいはまた全国にもしっかりと通じてですね、全国か

らもまた、あるいはまた茨城県内からも大きく皆さん方に評価をいただく歩みをしていただいたところであります。

心から今日までのそうした会長として、あるいはまた副会長としてお務めいただいた今村議員にですね、心から敬意を申し上げる次第であります。

いろいろと議会を取り巻く環境も大きく変わりつつある、いうならばこの自治体においても議員を確保するのがなかなか難しい環境になってきておりますけれども、議員を目指すということは、より地域が良くなること、世のため、人のために何を成すか、そういう大義に向かってご活動いただくことだというふうに思っておりますが、そのこと自体がこれからの次代を担う若い人たちにですね、また憧れの場となって大いにまたそういう場を目指していただくような環境につながるように、一層のまたご活動いただきますように心からご祈念を申し上げる次第であります。

今日の感謝状の授賞、心からお慶びを申し上げ、一層のご発展をご祈念申し上げてお祝いの言葉にかえさせていただきます。おめでとうございます。

○議長（小沼正男君） 御苦労さまでした。

感謝状を授与されました今村和章議員より謝辞を申し上げます。

〔今村和章議員 登壇〕

○今村和章議員 おはようございます。

小谷町長、お祝いの言葉、本当にありがとうございます。

ただいまは県の町村議長会、そして全国の議長会から感謝状をいただきました。これも私一人の力ではなく、お支えいただいた議員各位、そしてご協力いただいた執行部の皆様のおかげだと思っております。心から感謝申し上げます。簡単でございますけれども謝辞にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） おめでとうございます。

以上をもちまして、感謝状の伝達を終わります。

開会 午前 9時37分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は11名であります。

これより令和2年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

12月11日、議会全員協議会を開催し、今後の議会運営について協議をいたしました。

2月5日、稲敷市議会より、議会だより編集委員会8名が議会広報紙の編集及び発行に関する取り組みについて視察するため訪れました。

2月6日、議会広報編集委員会4名が、埼玉県寄居町議会へ議会広報紙の編集方法等について視察を行いました。

2月4日、議会運営委員会を開催いたしました。

2月12日、議会全員協議会を開催いたしました。

同じく12日、県北中央町村議会議長会議員研修会を大洗町で開催いたしました。町議会議員11名が参加し、千葉県睦沢町から「むつざわスマートウェルネスタウンについて」というテーマで講義を受けました。

2月17日から18日まで、大洗町議会議員8名にて、千葉県一宮町へ「一宮町新世代サーフタウン地域再生計画」について、銚子市、千葉科学大学の危機管理学部について視察を行いました。

2月20日、議会運営協議会、議会広報編集委員会を開催いたしました。

同じく20日、茨城県町村議会議長会主催の議員自治研究会へ大洗町議会議員11名が参加し、早稲田大学公共経営大学院教授 片山善博氏から「地方の再生と日本の将来」のテーマで講義を受けてまいりました。

2月25日、議会全員協議会を開催いたしました。

2月27日、第6回県央地域議長懇話会が水戸市で開催され、議長が出席をいたしました。

監査委員から、令和1年11月から令和2年1月までの現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第1号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第1号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴いまして、所要の改正について、令和元年12月13日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容といたしましては、文言の整理を行うものであります。

以上が議案第1号の説明でございまして、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第1号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 大丈夫ですか。もともと潤舌良くないんですが、マスクをしておりますので、そのまま質問をさせていただきます。

今回の1号のですね印鑑証明の一部を改正する条例なんですが、いわゆる法定代理人となる方なんだろうと思いますけども、もう少し詳しく教えていただければ、どういうその、どういうタイミングっていうかですね、どのような運用の形になるのか、フロー的なものをちょっとお尋ねをしたいなと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、今回の改正についてご説明させていただきます。

国のほうでですね成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、令和元年6月にそちらの法律が決まりまして、それに基づきまして国の印鑑登録事務処理要綱のほうの改正が伴いまして、令和元年12月14日から成年被後見人の方も印鑑登録のほうができるようになりました。

実際の手続上のものなんですけれども、法務局のほうから成年後見の登録事項証明書というものを発行していただきまして、窓口のほうに成年被後見人、成年後見人、どちらも身分証明書をお持ちいただいて窓口のほうで通常の印鑑登録と同じように印鑑を登録させていただいて発行するとい

う手続をとらせていただいております。

今現在、3月5日時点ですけれども、成年被後見人のほうで登録された方は0ということになっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。比較的自由意思というか、自分では判断できない方の法的な代理人が行うということで、こういったこととあまり現実論としてはないと思いますけれども、一応法整備という形で確認をさせていただきました。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決をお諮りいたします。議案第1号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおりと決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第2号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第2号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由を申し上げます。

2ページをご覧ください。

令和2年1月28日付において専決処分をいたしました令和元年度大洗町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万3,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出の予算の総額をそれぞれ90億4,699万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

商工費の観光費につきましては、仮称でございますけれども、大洗駅前の観光情報交流センターの整備において、昨年12月に建築工事・電気設備工事・機械設備工事の入札を行った結果、東京オリンピックに関連する建設需要の拡大によりまして民間市場の資材単価や労務費が高騰をいたしまして、電気設備工事以外は不調となってしまったため、改めて設計金額の見直しを行いました。その不足額を工事請負費として652万3,000円追加計上するものでございます。

これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金を652万3,000円充てまして、これに充当すると

いうことで計上をさせていただいたものでございます。

以上が議案第2号 令和元年度一般会計補正予算（第6号）についての内容でございまして、地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきましてこれを報告いたしまして承認を求めるものでございます。

宜しく願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） すいません、確認なんですけど、例えば今回はですね不調に終わった入札に対する、いわゆる多分調整が入ったんでしょうけども、652万3,000円という金額が新たに支出されると。考え方としてなんですけど、これ確認なんです。例えばですね、前のもともと議決をしたものが、結局不調で流れてしまった。更にそこに上乗せをしてこういう形になったということは十二分に理解はできてるんですけども、でも本来のその手続上の問題からすると、1回全部もとに戻した形で、この金額を更に上げて全体の分母というものはこういう金額なんだということで再入札になるということなのか、単なる入札が不調だったから、そこに今回不調だった理由の不足分を追加で上げる、この2種類のどっちをとったら私たちは理解しやすいのかなというふうに、手続論の問題なんですね。例えば、追加工事だったら、このままこういう形でよろしいかと思うんですけども、初めから入札そのものが変わってくるという形になると、こういった追加では果たしてよろしいのかなどうかっていうのは、手続論として確認をさせていただきたいなと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 今、坂本議員からの確認ということでございましたけれども、ちょっと手続論につきましてですね、ちょっと詳細、今のところ申し上げることができませんので、今後はですね、ただ、議員の皆様方にも、よくわかりやすいような形でですね、どういう形でお示しすればよろしいのかということで、ちょっと確認のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） ただいまの坂本議員の確認について、ちょっともう一度確認をさせていただきたいんですが、町としましては、今回、入札をして不調になった案件は、当然0になった上で当初の予算に追加でお金を補正を加えて、新しい入札を行って、その入札に基づいて今回落札業者が出たという形でございますので、もともとの入札、不調になった入札にお金を追加したということではなく、もう一度ゼロベースで積算を全てし直して、入札をかけて新たに業者を募って落札したということですので、手続的には問題ない入札の手続をやっていると認識しております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） はい、わかりました。この質問はですね、実はその入札をする、2回目の入札をする時に、この金額が細かいところまで3,000円ベースまで出てます。ということは、どの時点で金額をする時に、入札というのは、少なくとも一般競争ではないですけども、指名のなかでの入札をしますけども、千円単位までここまで出て、ということは逆にいえばですね、そこまでの金額だったら受けるところがあるという形を私たちのほうは認識するわけですよ。例えばこれが700万でやりましたと。最終的に入札結果が出まして、この金額に収まりましたと。そうすると、そこで不用額が出ますと、こういう形になると思います。設計単価に対しての何%かっていうのは、必ず出るじゃないですか。そういうそのやり方からして、1度入札が不調になったものに対しては、それを1回チャラにして、この金額がぴったりとしたこういう金額が出るという、こういう背景を私はたずねているわけなんですね。それは私がいいとか悪いとかの問題ではなく、やっぱり手続論として、もう少し競争入札、一般ではなくてもね、そういう形をきちっととられるのであれば、もう少しその設計単価がどういう形になって、その辺のところの細かい説明があつてしかりかなと、そういう視点からの質問なんで、何かあれば答弁をお願いして終わります。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 今のこの明確な数字が出ているというところなんですけれども、こちらのほうは当初設計からですね使用する資材とか単価の見直しなどのほうを行いまして、そういった形で設計のほうを見直して明確な数字というのを算出しております。そのことで、こういった652万3,000円の追加計上という明確な数字になっております。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 落札業者が決定したという説明されましたけども、この不調の際の入札状況は報告されましたけども、この落札した企業がどこなのか、総額はいくらで落札したのか、全くそういう説明が私たちには行われていないと。追加の金額だけが提案されているという、こういうやり方はどうかなというふうに思いますが、その詳細はきちんと文書等で私たちにも知らせるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 私からちょっとお答えを申し上げます。

本件の入札に絡んでですね、最初不調になってしまったと。これはやっぱり今ご説明させていただいたような環境で不調になってしまったということで、もう一度いろいろの今、国が示してくる単価で入札を行った結果、不調になってしまったということなんですけれども、これはご案内のとおりオリンピック等々のやっぱり建設がどんどん進んでいてですね、そういう需要が高まっているということで、資材とか、労賃とか、こういうところに乖離ができたというようなことなんですね。そういうところをしっかり見直して、これを落札にもっていくためには、もう一度やっぱりそういうところをしっかり見直さなきゃなんないということで見直して、設計上に今回お願いをした652万3,000円の追加をさせていただいて入札に付したというようなことであります。その結果、この今、

坂本議員からもお話ありましたように、この652万3,000円が落札価格として出てきた額ではなくてですね、それは予算上のこれは問題であってですね、落札金額は全くまた別でありますので、当初予算プラス、この予算をプラスした中で入札をやって落札金額ができたというようなことであります。これ、今期の定例会の会期中にその落札の契約についてご同意をいただく、そういう提案をさせていただこうというような今、手続をしております。これはですね、地方創生の事業として展開してきて、今日になってやっぱり繰り越しをしなきゃなんないというようなことになりましてですね、繰り越しの手続を今、国、財務省のほうに申請をして、財務省のほうの繰越承認書というのをいただく、その承認書をもって初めて議会に提案し、その議決をいただくというような運びになりますので、この会期中にできるだけ間に合うように国のほうと展開しておりますので、ご理解いただきたいと思います。早ければ、この会期中にですね入札に付した落札者等々ご報告して、皆さん方に議決をいただいて本契約にもっていけるように展開したいというようなことで取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおりと決しました。

◎施政方針および議案第3号ないし議案第11号の上程、説明

○議長（小沼正男君） 日程第4、令和2年度施政方針及び日程第5、議案第3号から議案第11号まで、令和2年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより、令和2年度施政方針に関する説明および一般会計予算・特別会計予算について提案の理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 令和2年度施政方針についてご説明を申し上げます。

令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参会を賜り、令和2年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきまして、ご審議をいただけますことに深く感謝を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく諸議案の説明に先立ちまして、令和2年度の町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

政府では、本年1月に、日本経済については、雇用・所得環境の改善、高水準の企業収益等により、

内需を中心に緩やかな回復が続けている一方、通商問題を巡る動向をはじめ様々な不確実性が存在しており、海外発のリスクには留意していく必要があるとし、昨年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、日本経済の生産性・成長力の強化を通じて持続的な経済成長の実現に繋げていくことを目指すものとしております。

一方、昨年末に中国で発生をいたしました新型コロナウイルスの感染拡大は、現在もなお終息する見通しが立たない状況にあり、今後、中国をはじめ世界経済の悪化が進みつつあるとともに、一昨日公表された令和2年2月の消費動向調査においても、消費者態度指数は前月を0.7ポイント下回り、5カ月ぶりの低下となるなど国内経済への影響が懸念され、先行きが不透明な状況となっております。

本町においても、こうした国の動向や復興事業の完成とともに、発展的基礎基盤の充実が図られたことを踏まえて、将来にわたって活力ある地域社会として持続させていくために、更に地域経済の振興の発展を強められる取り組みを進めてまいります。

次に、令和2年度における重点施策についてであります。引き続き、「地方創生」「防災・減災対策」「子育て支援、教育環境の充実」を柱に据えて、議会、そして町民の皆様とともに、その実現に向けて全力で取り組んでまいります。

まず、はじめの柱の地方創生についてであります。

政府が昨年12月に閣議決定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、従来の枠組みを維持しつつ、「人材を育て活かす」「新しい時代の流れを力にする」「誰もが活躍する地域社会をつくる」といった新たな観点を追加するなど、令和時代にふさわしい新しい飛躍に向けた第一歩として示されました。

このような国の取り組み環境を踏まえ、本町においても第1期の総点検と併せ、中長期の社会・経済状況の変化を見据えつつ、第2期「総合戦略」の策定と施策の推進に取り組み、地方創生の更なる充実・強化に臨んでまいります。

令和2年度においても、引き続き国の交付金を活用しながら、現在、駅前広場の再生と併せ整備を進めております（仮称）大洗観光情報交流センターを拠点として町全体のプロモーション、ニューツーリズムの開拓など、これまでにない切り口で観光振興に取り組んでまいります。

また、大貫台やサンビーチ通りをはじめ、耕作放棄地が点在する二葉地区や松川地区における土地の利活用が図れるようトップセールスを行っていくとともに、ひたちなか大洗リゾート構想の推進による観光交流人口の増加を図り、大洗に新しい人の流れと雇用を生み出すなど、大洗町人口ビジョンに掲げる「西暦2040年における出生率2.0と人口目標1万5,000人」の目標実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

2つめの柱の「防災・減災対策」についてであります。

これまで本町では、防災・減災対策と新たな魅力づくりを同時に図る復興まちづくりを総合的に推進してまいりました。

現在整備を進めている若見屋平戸線については、引き続き復興・創生期間内の完成を目指して取

り組むとともに、国の防災子ども安全まちづくり事業を活用し、災害時の避難場所になっている大洗小学校周辺における避難路や通学路の安全対策に着手してまいります。

また、昨年10月に発生をいたしました台風19号の際には、涸沼川の増水に伴い、町内でも浸水被害に見舞われました。河川の氾濫による災害の防止は、地域住民の願いであります。涸沼川沿岸の浸水対策として護岸のかさ上げも含めて、どのような対策ができるのか、国や県とともに今、協議を進めているところでありまして、更なる前進が図られるように検討を進めてまいります。

更に、防災行政無線のデジタル化並びに各世帯への戸別受信機の配備、災害対策用備蓄品の充実を図るとともに、万が一の原子力災害に備えて、大洗町地域防災計画の原子力編の見直しや東海第二原子力発電所、大洗町内の研究炉の事故時における広域避難計画の策定にも取り組むなど、総合的な防災・減災対策を進めてまいります。

3つめの柱の「子育て支援と教育環境の充実」であります。

人口減少を抑制し、地域の活力を維持していくために、安心して結婚、出産、子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、子どもが個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる人材を育てる教育環境と地域社会をつくっていくことが重要であります。

このため本町では、未就学児を持つ親と子のふれあいの場を提供し、子育てに対する不安や孤立感を和らげる育児相談などを行うとともに、学童保育や病児保育など多様化する保育ニーズへ対応した体制づくりや就学前教育の充実に努めているところでございます。

また、学校教育環境に関しては、小学校の統合、そして南小・中学校共用体育館が完成したことにより、大洗町の校舎整備計画に基づく施設整備は、一つの大きな区切りを迎えました。

第一中学校区と南中学校区の「2小・2中学校体制」となった隣接・併設型の教育環境を生かし、9年間を見通した小・中連携教育の更なる充実を図ってまいります。

教育内容に関しましては、ティームティーチングを行う非常勤講師を配備するなど、教育指導体制を充実するとともに、情報活用技術の育成に努め、小学校で必修となるプログラミング教育にも力を入れてまいります。さらに、これまで実施してきたチャレンジ教室やサイエンスカレッジのほか、新たに「放課後英語教室」を開催するなど、英語教育にも力を注いでまいります。

次に、令和2年度の主な施策について申し上げます。

第1は「安心して健やかに暮らせるまちづくり」についてであります。

重点施策について位置付けている子育て支援については、不妊治療費や妊婦健康診査受診料、産後健診費用の助成のほか、両親教室の開催や子育て支援アプリ「あらハピ！」の充実を図るなど、引き続き妊娠から出産・育児までの切れ目のない施策の充実・強化に努めてまいります。

また、母乳育児相談のほか、保健師や助産師が全ての乳児宅を訪問する家庭訪問事業を行うとともに、新たに、ゆっくら健康館内において「大洗町子育て世代包括支援センター『ほっと』」を設置し、これまで行ってきた妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや心配・不安への対応について、専門員を配置することにより一貫した支援を行い、子育ての体制強化を図ってまいります。

保育事業につきましては、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ変えるため、消費税増税分を財源に昨年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。無償化の対象とならない世帯に対しましても、町独自の保育料軽減策を継続してまいります。民間保育施設においても、引き続き看護師を配置した病児保育に対する補助などにより、更なる保育内容の充実が図られるよう取り組みとともに、民間保育事業者が新たに開設する0歳から2歳児を預かる小規模保育事業への運営を支援し、年間を通して待機児童を出さない対策を講じてまいります。

また、小学生を有する家庭への支援として、第三子以降の入学時に支給する「浜っ子すこやか報奨金」のほか、入学時におけるランドセル購入費用の一部補助、多子世帯への給食費補助を継続してまいります。更に、学童保育につきましても保育内容の充実を図るとともに、新たに民間保育施設で行う学童保育への支援にも取り組み、小学6年生までの受け入れを実施してまいります。

医療福祉制度における医療費助成につきましては、引き続き町独自に高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担を完全無料化して、医療機関受診の際の経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が健康を維持し、介護予防に努める施策として、シルバーリハビリ体操や元気づくりサロン事業等を展開してまいります。また、買物支援対策などの生活援助を通じて、高齢者が自立して地域で暮らせるように支援を継続してまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある方が地域で自立して暮らしていけるように、行政と医療機関や関係施設が連携をした地域包括ケアシステムの構築を目指し、日々の暮らしを支援する拠点づくりに努めてまいります。また、近年、増加傾向にある認知症や精神障害などを有する方の権利と財産を守るため、成年後見制度の利用促進してまいります。

国民健康保険につきましては、今年度、ヘルスアップ事業として特定健診の未受診者に対する勧奨通知の内容を見直しました。引き続き、町民の健康への意識向上を図るとともに、健診受診者へのフォローアップなどに努めてまいります。

成人の総合健診やがん検診については、インターネットによる申し込みのほか、集団検診以外にも一部医療機関での検診を行うなど、受診しやすい環境づくりを目指して受診率の向上に努めるとともに、新たに新生児聴覚検査費用に対して助成を行うなど、聴覚の障害を早期に発見をいたしまして、適切な療育に繋げることにより、子どものコミュニケーション能力を高め、発達を促すことができるよう努めてまいります。

また、適塩運動による食生活の改善の推進のほか、大洗いきいき体操、歩いたカード表彰事業、サンビーチを活用したウォーキング事業、このほかにも健康福祉センター「ゆっくら健康館」を活用し、女性・男性それぞれの特性に着目した運動教室の開催などを通じて町民の健康づくりを支援してまいります。

次に、地域医療の充実についてであります。

地方における医師不足が問題となるなかで新たに常勤医師を雇用する病院や診療所に対する補助を引き続き行い、町民が安心して医療サービスを受けられるよう支援をしてまいります。

第2は「人と文化を育むいきがいのまちづくり」でございます。

重点施策でも申し上げましたとおり、教育振興は町政の大きな柱の一つであります。第一中学校区と南中学校区の隣接・併設型校舎の教育環境を生かした小・中連携教育の更なる充実を図るとともに、人材面や教育内容など、ソフト分野での教育環境の充実を目指してまいります。

人材面については、少人数できめ細かな学習指導を行うティームティーチング非常勤講師、生活や学習上の困難を抱える児童・生徒に対する特別教育支援員、さらには外国語指導助手を引き続き配置をいたします。

学習支援につきましては、プログラミング教育や遠隔教育に向けた環境づくりにも力を入れるとともに、タブレットを活用した情報活用技術の育成にも努めてまいります。

また、学びの姿勢づくり事業として実施しております「放課後チャレンジ教室」や「夏休みチャレンジ教室」を継続をし、学習の習慣化と学力向上に取り組むとともに、サイエンスカレッジによる理科・科学教育の振興にも力を入れてまいります。

更に、小学5年生、6年生で英語が正式な科目になりましたことを踏まえまして、新たに小学5・6年生を対象とした「放課後英語教室」並びに中学生を対象とした「英語検定料助成事業」として、こうしたところにも展開してまいります。

郷土教育につきましては、大洗町の文化・観光・産業・歴史の4つのジャンルをテーマとして作成した郷土テキスト「大洗道」を活用し、小学4・5・6年生を対象として、ふるさとを思う心の育成に努めてまいります。

また、学校生活への不安や悩みを持つ児童・生徒や保護者への支援として、大洗町教育センターでの教育相談体制の充実を図るとともに、高校生・大学生を対象とした奨学金制度を通じて、就学・進学不安解消にも努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、子どもから大人まで、親子の講座など、幅広い世代と町民ニーズに対応した体験・学習機会を提供するとともに、生涯学習フェスティバルなどの機会を通じ、学んだ成果を発表・展示することによりまして、生涯を通じて「学び」を継続できるような環境づくりに努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、北海道洋上体験学習や通学合宿、友好都市等との交流事業によりまして、参加する児童や生徒の体験教育のみならず、高校生会や高校生会OB・OGに協力を得るなどして、幅広い世代の人材育成に寄与した事業を実施してまいります。

芸術文化の振興につきましては、引き続き「芸術文化祭」や「大洗音楽祭」などを開催し、町民が身近に芸術文化に触れる機会を創出するとともに、一人でも多くの方が自ら芸術文化活動に取り組む環境づくりに力を注いでまいります。

文化財の保存活用については、磯浜古墳群がこの春、国の史跡として指定される見込みであります。町民並びに町外の方々に対し積極的に周知するとともに、誘導看板や説明板を設置するなど、見学しやすい環境を整えるほか、将来的な公園化などを見据えた保存活用計画策定の準備を進めてまいります。また、埋蔵文化財に関する企画展を開催し、郷土の歴史を知る機会を充実してまいります。大洗遺産として認定されている磯節につきましては、スマートフォンをかざすことで唄を聞

くことのできる案内看板を大洗駅前に設置するとともに、第一中学校南門入口に唄の流れる石碑を作製をいたしまして、子どもたちや観光客などが磯節に触れる機会を創出し、更に、幕末と明治の博物館においては、地元の歴史に関する展覧会や常設展の展示替えを定期的に行い、更なる入館者増を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、スポーツ少年団や体育協会への加盟団体並びに中学校部活動などを積極的に支援し、更なるスポーツの振興を図ってまいります。サンビーチ・マイルレースにつきましては、新たに計測システムを導入するなど参加者のニーズに対応した、より充実した大会運営を行っていくほか、夢town大洗スポーツクラブをはじめとした各種団体と連携をしながら、サンビーチの賑わいづくりを創出してまいります。

また、昨年行われました「いきいき茨城ゆめ国体」の1周年を記念し、大洗ゴルフ倶楽部において、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に「町民元気ウォーク」を開催し、貴重な地域資源に触れるとともに、町民相互の親睦と健康づくりを推進してまいります。

第3は「自然環境と共生し安全で住みよいまちづくり」についてであります。

環境の美化・保全については、不法投棄防止や沿道環境保全のためのパトロールに引き続き取り組むとともに、「クリーンアップ大洗」等のイベントや「花いっぱい運動」などの町民参加の運動を展開して、町民・事業者・行政が一体となった美しいまちづくりへの取り組みを進めてまいります。このほか、台風や大雨等による海岸への漂着ごみの回収・運搬なども随時対応してまいります。

地球温暖化対策につきましては、住宅用太陽光発電システム等への助成や「ノーマイカーウィーク」「エコチャレンジ」、駐車場内でのアイドリング・ストップ等の取り組みなど、温室効果ガス排出抑制のための賢い選択「クールチョイス」を更に推進してまいります。

また、循環型社会の構築及び資源・エネルギーの消費抑制や再利用を促進するため、身近なごみの分別や資源ごみのリサイクルを推進するほか、食品ロスの削減などごみ減量化の普及啓発にも努めてまいります。

大洗、鉾田、水戸環境組合のクリーンセンターによるごみ焼却施設の運営につきましては、水戸市脱退後も今後7年間は運営費の一部を水戸市が負担してくれることになりましたけれども、施設整備後27年を経過し、設備の老朽化が著しく、新たな施設整備を検討する必要があることから、今後のごみ処理施設の在り方について、鉾田市と連携し協議を進めてまいります。

町民の安全・安心のための取り組みにつきましては、街路灯や交通安全施設の整備や維持管理を行うほか、防犯連絡員協議会をはじめとした各種団体と連携し、地域住民の力によるパトロールにも取り組むとともに、運転免許証を自主返納する高齢者に対して町内循環バスの回数券を交付するなど、交通事故防止や交通安全に対する意識の高揚に努めてまいります。また、消費者トラブルを予防するため、消費生活センターにおける相談受付やPR活動に努めてまいります。

消防体制の整備につきましては、災害時の備えとして住宅用火災警報器の設置・取り替えなど住宅防火の推進のほか、防火対象物等への立入検査、消防車両による巡回を行うなど火災予防活動に努めてまいります。

また、消防団活動の充実につきましては、消防ポンプ自動車を計画的に更新するとともに、引き続き団員確保に努めるほか、消防・水防活動訓練を定期的に行い、技術の向上を図りながら、消防署との連携体制を密にして消防力の強化に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、近隣医療機関との連携を強化するとともに救急救命士を計画的に養成するなど、更なる救急体制の充実に努めてまいります。また、救命率の向上を図るため、町内各事業所や町民向け救命講習会を開催いたしまして、心肺蘇生法を含む応急手当の知識・技術の普及に努めるとともに、救急車の適正利用の啓発を行うなど、救急救命に関する意識の向上を図ってまいります。

第4は「快適な生活空間のまちづくり」についてであります。

上水道につきましては、国の交付金を活用して老朽化した水道管を計画的に更新するとともに、引き続き安全で安心な水の安定供給と水道事業の経営安定化に努めてまいります。

下水道につきましては、公共下水道事業計画に基づきまして、枝線の管渠工事に引き続き取り組んでまいります。また、公共下水道総合地震対策計画に基づき、下水道管路の耐震化に伴う耐震補強工事のほか、災害時の広域避難場所である大洗小学校にマンホールトイレを設置する工事も進めてまいります。

なお、現在の下水道事業計画区域は309.7ヘクタール、接続率につきましては平成31年3月末現在で64.9%、水洗化率が64.9%ということであります。供用開始区域内の未接続住宅の接続促進に取り組み、水洗化率の向上に努めてまいります。

道路につきましては、引き続き国の交付金を活用して関根祝町線などの事業に取り組むほか、涸沼川を渡り国道245号線に接続する吉沼磯浜線の整備について、国・県に対して事業化を働きかけてまいります。更に、町民の日常生活を支える道路についても、路面の補修や段差解消などを進めてまいります。

また、大洗駅前広場の整備につきましては、現在、町民の皆様のご理解・ご協力を得ながら駅前広場の改修工事を進めています。夏の海開き前には、（仮称）大洗観光情報交流センターの開業と併せ供用できるよう取り組んでまいります。

公共交通につきましては、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の輸送力強化や安全対策に要する経費に対し、国・県・沿線自治体による協調支援を行うほか、「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」において利用促進事業を展開してまいります。また、循環バス「海遊号」や「なっちゃん号」を運行し、町民や観光客の交通手段の維持・利便性向上に努めてまいります。

なお、現在、大洗駅のバリアフリー化に向けて駅構内へエレベーターを設置することで、鹿島臨海鉄道株式会社および国土交通省と協議を進めているところでありまして、早ければ今年、この実施設計、そして令和3年度に事業が展開できるような運びになるように力を注いでいるところであります。

茨城港大洗港区につきましては、首都圏初の「みなとオアシス」として、町民や観光客が集う交流空間の形成を図るとともに、首都圏唯一の北海道フェリー航路を有する優位性を生かし、引き続き

き船会社・旅行代理店と連携をいたしまして、新たな利用形態の提案をまいります。

また、令和2年度は、「にっぽん丸」「ぱしふいっくびいなす」といった国内有数のクルーズ船のほか、予定されておりました3隻中2隻が新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルとなりました。大洗港初となる海外クルーズ客船「レガッタ」が10月に入港する予定でございます。引き続き、船社から「選ばれる港」を目指し、寄港地として魅力を高めるとともに、入出港時における「おもてなし」に力を入れてまいります。今後とも、大洗港の利用促進に資するよう、自ら先頭に立ってポートセールスを行うとともに、港湾の機能強化について力強く関係者に働きかけてまいります。

移住・定住の促進につきましては、定住促進奨励金により町内での住宅取得のきっかけを提供するほか、茨城県と連携をいたしまして東京圏から移住して就職または起業する方に対して移住支援金を支給することにより、町内への移住・Ｕターン、Ｊターン、その促進と企業への円滑な就職を支援してまいります。

また、空き家・空き店舗等の利活用の強力なる推進が行えるように、その体制強化を図ってまいります。

第5は「活力と賑わいあふれるまちづくり」についてであります。

観光の振興につきましては、駅舎隣接地に整備する（仮称）大洗観光情報交流センターにおいて、観光コンシェルジュによるお客様へのきめ細かなサービスを提供するとともに、本町の魅力を最大限に発信する拠点として展開をまいります。

また、「大洗あんこう祭」をはじめとした魅力的なイベントを開催するとともに、SNSなどを活用したメディアプロモーションなどによりまして観光客の誘致促進を図ってまいります。

更に、県においては、ひたちなか大洗リゾート構想の中核施設の一つであるアクアワールド茨城県大洗水族館について、ジンベエザメの飼育・展示ができる新たな施設の整備が進められようとしております。町におきましても、サイクルツーリズムの推進のほか、ひたちなか市とのレンタサイクルの相互乗り入れなど、地域間連携を強化いたしまして多くの方々に足を運んでいただけるよう、積極的に誘客に取り組んでまいります。

海水浴事業につきましては、近年のレジャーの多様化などにより利用者が伸び悩んでおります。来年度は、海水浴エリアを縮小するなど経費削減に努めるとともに、多くの方に安心して快適に楽しんでもいただけるよう、安全対策に万全を期すとともに環境美化活動やバリアフリー環境の充実に努め、引き続きユニバーサルビーチとして魅力あるビーチづくりを進めてまいります。

本年は東京オリンピック・パラリンピックの開催に加え、海外クルーズ客船も入港する予定です。本町を訪れる多くの外国人旅行者をおもてなしの心でお迎えできるよう、様々なサービスの提供に努め、インバウンドの取り組みを強めてまいります。

また、オリンピックにおいては、本町も聖火リレーのルートに選ばれていることから、オリンピックの成功に向けて、町を挙げて機運を高めていくとともに、町の魅力が発信できる聖火リレーの実施に向けて準備を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、町商工会と連携をいたしまして、町内企業の経営改善や金融の円滑化のほか、創業セミナー開催を支援してまいります。また、がんばる商店街事業補助金を行うなどして商店街の活性化に努めるとともに、空き店舗の活用や、きらめき通り、サンビーチ通りの新たな顔づくりに力を注いでまいります。

水産業の振興につきましては、栽培・資源管理型漁業を推進するための稚魚・稚貝の放流のほか、試験的に行っているカキ養殖事業の実現に向けて町が主体となり進めてまいります。また、漁船無線のデジタル化や老朽化した設備の更新に対し一部補助を行うことにより、漁家経営の安定化を図るとともに、担い手育成や操業体制の維持に努めます。更に、新鮮な活魚の一般販売や加工品の品質向上・ブランド化を推進し、生産性の向上・競争力の強化に努めてまいります。

農業の振興につきましては、米の生産調整を目的とした飼料用米や輸出用米などの新規需要米の作付けに対する助成、新規就農者や担い手農家への支援等を引き続き実施してまいります。

「日の出米」に代表される農産物のブランド化を進め、地産地消と併せて販売促進にも努めてまいります。更に、農村地域の賑わいづくりのために、涸沼周辺地区の耕作放棄地の利活用や「夕日の郷松川」のPRを強化してまいります。

農業基盤の整備につきましては、農道整備や農業用水供給の安定化のほか、引き続き向谷原地区の水田及び夏海地区の畑地の土地改良事業に取り組んでまいります。また、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化と担い手の農地利用を支援し、農業経営の効率化を進めてまいります。

続いて、原子力の研究開発の推進についてであります。

日本原子力研究開発機構が有する高温工学試験研究炉「HTTR」は、現在、同機構において早期稼働に向けた取り組みを最優先で進めているところであります。「HTTR」は自己制御性に優れておりまして、固有の安全性を有するのみならず、その過程において次世代エネルギーとして期待される水素を製造することができるなど、我が国にとって大変重要な施設でもあります。

国においては、第5次エネルギー基本計画のなかで、国際協力のもとで高温ガス炉の技術開発を推進するとしており、ポーランドとの協力により「HTTR」で培った国産技術の高度化や国際標準化を図り、国際競争力の強化を目指しております。

また、機構においては、廃止計画の認可申請をしております材料試験炉「JMTR」においては、つくば国際戦略総合特区のもと、核医学検査薬（テクネチウム製剤）の国産化が期待されていることから、引き続き文部科学省などに対し「HTTR」の早期稼働や「JMTR」の本町内への後継炉の整備について働きかけをしてまいります。

更に、青森県六ヶ所村や岡山県鏡野町、茨城県東海村と立ち上げた「原子力研究開発推進自治体協議会」において、同様な施設が立地する自治体に共通する課題解決に向けて、関係省庁等との協力体制を強めてまいります。

第6は「ともに力を合わせてつくるまちづくり」についてであります。

社会情勢が変化するなか、全国的に地域コミュニティの機能の維持が課題になってきております。町内会はコミュニティの中心としての役割を担っており、また、自主防災会は災害発生時にご近所

で助け合う貴重な存在であります。引き続き、地域コミュニティの重要性の啓発を行うとともに、各団体の活動事業を広報誌等で紹介するなど、魅力や情報の発信に努めてまいります。

また、地域コミュニティをはじめNPOや企業などと連携をいたしまして、まちづくりの課題を共に認識しながら、それぞれの特徴を生かし、地域課題の解決に取り組む「協働のまちづくり」を進めてまいります。

広域連携については、涸沼がラムサール条約の登録湿地となったことを契機に設立した「ひぬまの会」における茨城町・鉾田市との連携のほか、県央地域の9市町村による「定住自立圏連携協定」に基づき、休日夜間緊急診療所の運営経費や産婦人科医確保に係る経費に対する財政支援のほか、周遊型ツアーを造成するなど、地域全体で安全・安心や魅力の向上等に努めてまいります。また、今後も県央地区において一定の圏域人口を確保し、活力のある社会経済を維持する拠点形成ができるよう周辺自治体と検討を進めてまいります。

友好都市・国際交流については、現在、国内外17の自治体と友好関係を結んでおり、令和元年には、10名の中学生をポーランド共和国オトフォツク市に派遣し、ホームステイ等で交流を深めたところであります。今後も派遣、受け入れを積み重ねながら交流の輪を広げ、本町の子どもたちがグローバルに活躍できる環境づくりや交流人口の拡大に努めてまいります。

また、町国際交流協会による在住外国人への日本語教室等を引き続き支援するとともに、自治体国際化協会のプログラムを活用した国際交流員を配置し、小学校の放課後子ども教室や公民館講座などを通じて地域の国際交流を行ってまいります。

次に、これらの施策の実施に向けた令和2年度当初予算についてであります。

一般会計と特別会計を合わせた総額は、138億6,873万円、前年度比1.6%の増であります。

内訳として、一般会計につきましては85億6,900万円で前年度比3.3%の増、国民健康保険特別会計は17億9,518万9,000円、前年度比8.8%の減、後期高齢者医療特別会計は2億3,595万1,000円、前年度比19.0%の増、介護保険特別会計は17億8,988万3,000円、前年度比0.9%の減、公共下水道事業特別会計は5億5,026万2,000円、前年度比15.3%の減、地方卸売市場事業特別会計は546万6,000円、前年度比22.5%の増、公園墓地事業特別会計が1,766万1,000円、前年度比2.6%の減、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計につきましては837万3,000円、前年度比1.1%の減、水道事業会計につきましては8億9,694万5,000円、前年度比27.7%の増となっております。

一般会計の歳入については、柱となる町税においてですね法人町民税のほか、たばこ税や入湯税に関して減収が見込まれるものの、個人町民税及び固定資産税のほうにおいては増収が見込めるというようなことであります。26億4,789万2,000円、前年度比で2.6%の増というように計上をさせていただきました。

普通交付税につきましては、今年度の交付税の実績額と令和2年度の町税の増収見込み額を勘案いたしまして9億900万円を計上するとともに、特別交付税につきましては通常分として1億3,700万円、震災復興特別交付税につきましては2,209万5,000円を見込み、地方交付税の全体として839万2,000円増でありましてですね、10億6,809万5,000円、対前年度0.8%の増で計上したところであります。

なお、臨時財政対策債と合わせた実質的な普通交付税は、200万円減となっておりましてですね、11億67,00万円となっております。これは臨時財政対策債というものが少し減になってきているというようなことであります。

繰入金については、東日本大震災復興交付金の基金、そして福祉基金のほか、財政調整基金、減災基金からも一部繰り入れをしておりますですね、総額で4億4,940万6,000円、前年度比86.1%減というようなことで計上したところであります。

町債につきましては、臨時財政対策債2億5,800万円や防災行政無線デジタル化整備に係る緊急防災・減災事業債5億7,920万円、長寿命化を目的とした公共施設等適正管理推進事業債など、地方財政措置の手厚い有利な地方債、いうならば、これは後年度交付税で措置される地方債であります、その交付税に措置される地方財政措置の手厚い有利な地方債として、総額10億4,080万円、前年度比で86.1%の増で計上したところであります。

令和2年度の国の地方財政計画において、昨年度に引き続き一般財源総額並びに地方交付税総額いずれについてもですね前年度を上回る額が確保されるとともに、臨時財政対策債も抑制されるなど、改善が図られているものの、依然として地方の財源不足は解消されていないということでございます。

今回の予算編成に当たりましては、これまで実施してまいりました事務事業の総点検を行いまして、スクラップ＆ビルドを徹底いたしまして、施策の選択と集中に取り組み、先に申しあげました重要な課題に取り組むとともにですね、真に必要性・緊急性が高いと判断した施策に重点を置いて取り組んだところであります。

特にこの事務事業の見直しにつきましては、行財政改革の推進検討委員会というものも設立し、そうした方々の検討の結果の意見なども伺いながら対応したということでありまして、今年度は事務事業の見直しに伴いまして、敬老会の式典のほか、いきいき体育祭や町民スポーツフェスティバルなど一部事業については、やり方を変えて展開しようという、これからいろいろな創意工夫を凝らして展開しようということで、サロンの充実やウォーキングイベントの開催など、そういうようなところに組み込んだ新たな喜びを感じながら展開できる、健康づくりとかそういうものを展開していこうということでもあります。

更に、受益と負担の公平性を確保する観点から、4月以降、一部の施設使用料を改正するとともに、導入当初の目的は果たしたと思われる固定資産税の「前納奨励金」につきましてはですね、これ、実施をしてきた自治体がもう数少なくなってきておりまして、大洗町も数少ない一つに入っていたんですけども、ほとんどこういう前納奨励金をなしにしてきている実情もありますので、私どもの町も令和3年度から廃止するというので、後ほどまたそうした条例提案をさせていただく所存であります。

町においては、引き続き町税の納入促進、処分可能な未利用地の売却等に取り組むとともに、事務事業や受益者負担の在り方などについて、今後も継続的に見直しを行っていく、規律ある堅実な財政運営に努めてまいる所存であります。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

さて、終わりに、以上、私が令和2年度の町政運営にかける思いを主要な取り組みについて述べさせていただきました。

私は常日頃から、大洗に住む全ての町民がこの大洗に愛着を感じ、また、住んでいることに誇りを持てるようにしていきたいと思って取り組んできております。

東日本大震災から9年、議会をはじめとし、町民の皆様とともに、英知と力を結集し、まちづくりに取り組んでまいりました結果、まちが発展していくための基礎となる基盤が整ってまいりました。これから目まぐるしく変化する時代においても、目の前に降りかかる問題解決だけではなく、自ら新たな問いや次代のニーズを発掘するなど求められます。小さい町ながら町民協働で夢をかなえる町として、歴史や文化、自然の魅力に包まれたこの大洗を、更に元気に輝かせるために、地域づくりの基盤となる人づくりにも力を注いでまいります。

イノベーションや新しい価値・文化を生み出し、かつ、働き方や学び方、暮らし方などの文化を生み出して、若い人たちが大洗を目指す環境を創出することにより、目指す将来の都市像であります「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」の実現に向けて、着実に前進を図ってまいり所存であります。

最後に、町民の皆様方並びに議員各位に、更なるご支援とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 御苦労さまでした。

以上で、令和2年度施政方針に関する説明及び一般会計予算・特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、明日3月6日の本会議にて質疑を行います。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は、午前11時10分を予定しております。

お茶の用意がしておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

（午前10時56分）

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第6、議案第12号 大洗町在宅障害児福祉手当支給条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第12号 大洗町在宅障害児福祉手当支給条例について、提案の理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、在宅障害児福祉手当の支給要件を拡大をし、福祉の増進を図り、在宅障害児福祉手当の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。そのための本条例を制定するものでございます。

主な制定の内容といたしましては、障害者手帳の交付を受けた在宅障害児の保護者に対して支給する福祉手当の額、支払期間、支給事由の消滅などについて必要な規定を定めるというものでございます。

以上が議案第12号の内容でございまして、議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号 大洗町在宅障害児福祉手当支給条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号 大洗町在宅障害児福祉手当支給条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第13号 大洗町福祉委員会条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第13号 大洗町福祉委員会条例について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴いまして、福祉委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、本条例の制定をするものでございます。

主な制定の内容といたしましては、福祉委員会の所掌事務や組織などについて、必要な規定を定めるものでございます。

以上が議案第13号の内容でございまして、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号 大洗町福祉委員会条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと事細かに内容説明お願いしたいところがございます、この福祉委員会、条例今回変更するということもありますが、現状のこの福祉委員会のやっтерる仕事に準ずるようなものというのはどういうものがあるのでしょうか。具体的に、どのようなものを、どのように決定をして、町長のほうに諮問の回答を出すということが、どのような内容なのか簡単に結構ですからお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この福祉委員でございますが、ほかの市町村ですと社会福祉協議会の管轄する完全なボランティア組織として、民生委員の下部組織として活動しているボランティアとして位置付けているというような自治体も多いんですけども、大洗町に関しては、この小さな町で人口も少ないということなので、ずっと以前から民生委員が兼任してこの福祉委員というものをやっております。

主なお仕事としては、地域の見守り、高齢者であったり、母子世帯であったり、障害者であったり、そういったなかなか声が上げられないところで苦しんでおられるような町民をサポートする、ヘルプする、そういった状況を吸い上げるのがお仕事です。ほかのボランティア組織ですと、その福祉委員が吸い上げてきた意見を民生委員が上の組織に、機関につなぐっていう形になるんですけども、大洗町の場合は、民生委員が兼ねて、似たような一連の流れとしてずっとやってこられました。今回ですね、特別職、非常勤職員の任用要件が厳格されましたので、大洗町、この福祉委員の条例が制定されておりましたので、改めて定めるということでの上程でございます。以上です。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 併せてちょっとお尋ねしますけども、民生委員さんプラスということで、仕事の量が増えると思いますけども、先ほどボランティアといいましたけども、有償ですか、無償ですか、それをちょっとお尋ねいたしますけども。今、現時点で民生委員さん何名いらっしゃいますか、全体的に。30何名かな、60人もいるのかな、ちょっとお尋ねします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ちょっと私の説明が足りませんで、これは新たにボランティアさんを任命するというものではございません。民生委員さんが兼任で今までどおり福祉委員を担っていただきます。ですので、福祉委員としての費用というかそういったものは発生いたしません、民生委員さんへの非常勤特別職としての費用は発生いたします。そして、現在の民生委員の数でございますけれども、大洗町全体で39名が義務付けられております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。民生委員さん39名ということで、大洗の規模からいうと民生委員さんは39名でよろしいんでしょう、ちょっとお尋ねしますけども。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） これも民生委員法で高齢者何名につき何人という割合が決められておりますので、大洗町の場合は若干1人当たりの受け持つ人数が多いんですけれども、各ご家庭のご事情によって世帯分離、実は家族と一緒に住んでるんだけれども一人世帯っていう形にされている高齢者がおられることを加味して39人適正ということで県のほうにも申請、承認を受けております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） ありがとうございます。高齢率がね大分上がってきてますので、十分にケアのほうを宜しく願いしたいなと思いますので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） ほかに。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この民生委員さんは町長の諮問を受けて活動するというふうになっておりますが、このことによって、これまでと更にこの福祉の取り組み方、これが大きく変わる可能性があるというふうに受け止めていいのかどうか。町長がどういうふうに諮問するのか、ここがポイントだと思いますが、その辺はどういうふうに、この条例を提案するに当たって考えておられるのか伺います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） これまでどおり大洗町、ずっと以前から民生委員が福祉委員を兼ねてございます。活動としても同様な形になります。民生委員のほうの諮問は町長がいたします。それも民生委員法に定められてございますので、何ら変わることはないのかなと、そういった認識でおります。以上です。

○12番（菊地昇悦君） いいです。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号 大洗町福祉委員会条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第13号は、原案のとおり決しました。

◎議案第14号ないし議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 議案第14号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第14号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

議案第14号につきましては、令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みまして、大洗町職員の給与を改定するものでございます。

改定の内容といたしましては、若年層に重点を置いて給料表を、平均0.1%引き上げ、また、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、20ページをご覧ください。

議案第15号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じまして常勤特別職の期末手当の支給月数を改定する内容でございます。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間0.05カ月分引き上げるというものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

議案第16号につきましては、大洗町職員の給与に準じ、会計年度任用職員の給与を改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、会計年度任用職員の給与を職員の給与改定に準じて引き上げるものでございます。

以上が議案第14号、15号並びに16号の3件の説明でございまして、議案書によりましてご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 給料体系につきましては、人事院勧告に基づいて、それにあわせた全国的な変更なんです、一部お尋ねしたいのはですね、通常、今までの過去の例も含めまして、人事院勧告があった時期のこの3月に出てくるというのは珍しいなとちょっと思ったんですが、最近

ちょっとよくわかりませんが、人事院勧告があった時に、大体いつぐらいにやるかというのはあったような気がしました。9月議会であつたりというのがあつたり、あとは12月議会だったのかなというふうに思っております。なおかつ遡って、その年度の遡って給料体系に変わるという時もありましたけども、今回は具体的にその上がってきた、人事院勧告がされた時、今回のこの3月議会に上がってきたと、そのタイムログの話も含めましてちょっとお尋ねしたいんですが、その辺の流れをお答えいただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この人事院勧告に係ります給与改定につきましては、国会審議の日程等が大きく関わってまいりまして、昨年で申しますと参議院の議決日が11月28日だったと思います。今年度につきましても11月の中旬から後半だったような記憶がございます。その日程でと国会のほうの議決日をですね待って、職員の給与の改定と申しますと12月定例会のほうに議案としての調整期間の問題が大きく関わってまいりますので、もしですね12月定例会のほうにですね議案としてお示しできるような国会審議の日程等であればですね、職員のほうについても12月の手当のほうにも反映できるのが理想とは存じておりますけども、国会日程のほうの関係が非常に影響しているということをご理解いただきたいと存じます。

近隣市町村の状況とかも参考にはしてるんですけども、多く国会の議決を待たずにですね、人事院勧告のものをもって改定してしまうような事例も他市町村では見受けられるところですが、当町におきましては国会議決を待って職員の給与改定を行っているということをご理解いただきまして、このような、今年につきましては3月議会、当議会のほうに上程させていただいたということでございます。ご理解のほうを宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。その辺の国会を経てというのは一番大切なところなんだろうと思います。

今回この条例としてのこの上がってきた。以前のように遡ってということで今回なく、通常この議決になってから次の月からという形になるんでしょうか、そこだけちょっと、来年度に向けてなのか、その辺のあたりのですね議決の後の実際の変更というのは、何月からという形だけお尋ねをして終わります。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この人事院勧告のですね実施時期といたしまして、平成31年4月1日からということになってございますので、今回の給与改定を受けまして実際4月まで遡って改定がなされるというようなご理解をいただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） まずですね、これ大体、全体で今までの何%ぐらい上がるもんなんですかね。

その辺だけちょっとお知らせいただきたい。我々聞かれた時に、役場の職員の給与がどのぐらい上がったよってのを、これちょっと皆さん非常に興味のあるところだと思いますので、しかも1年間、前に遡ってということでございますから、ひとつ宜しくどうぞお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告につきまして、職員の給与等に影響がある場合、先ほど提案説明にもありましたとおり、平均改定率が0.1%と、初任給のほうが大卒が1,500円上がると、高卒につきましては2,000円上がるというのも中に含まれておりまして、先ほど提案理由にありましたとおり勤勉手当につきましては一般職、特別職含めまして0.05月のアップということでございまして、概算でございますが、影響額といたしましては、特別会計を含めまして約600万程度の財政的な影響があるのではないかとというふうに推計してございます。

○9番（和田淳也君） 了解です。

○議長（小沼正男君） ほかに。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 17号ですけども、議案第17号で・・・

○議長（小沼正男君） 15号だよ。まだやってません。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第15号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと私の頭がついていけないのかどうかわかりませんが、会計年度の今までの非常勤の職員の人たちの身分保障という形で新たな制度に変わってくるということなんだろうと思っては理解はしてますけども、現状のですね、ちょっとお尋ねしたいのは、委員会でも本当はいいんでしょうけども、現状、誰でもいいですよ、誰がどうのこうのではありませんけども、今いる方の一つの例をね、ちょっと教えていただきたいなというふうに思うんですよ。実際に変わるのを文言で読んでみても理解できないところがちょっとありまして、ただ、大洗の場合には非常勤であってもボーナス的なものも、ボーナスっていいませんけども、そういったものもちゃんと今まで出されていたと。大きくその変化はないように大洗、当町では思っているんですが、そのあたりの現実的な変化というのがどのようになっているか。まだ、何回か説明受けましても、ちょっと理解ができてないところが私のほうにありまして、できれば簡単で結構ですけども、わかりやすくお尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員の質問にお答えいたします。

例えば、どういう方が会計年度任用職員として今回異動するかというご質問だと思いますけれども、これ並べてしまうと前回ですね、今まで非常勤特別職でいらっしゃった方、かなりの職種の方がいらっしゃるわけなんですけども、代表的なもので申し上げますと、消費者生活相談員さんとかですね、今まで非常勤特別職でいらっしゃったのが今度は会計年度職員にいくとか、あとは保育士さんですね。幼稚園の保育士さんとかは、今までは臨時職員という立場にいましたけども、今度は会計年度任用職員でいくというような、これ非常に様々な職種にまたがっておりますので、代表的なところで申し上げますと、あとは学芸員さんですとか、あとはですね地域おこし協力隊ですとか、ソフトなところではですね、そういう方が会計年度任用職員のほうに移行するというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。概ね大体そういった方々になるというようなお話も聞いておりますけども、実際にですね、今までその方たちの、今回働き方改革で身分保障がしっかりとされるということも含めて、そういった方々の給料体系も変わってくる。それは給料体系、年収という意味ですね。これはざっくりで、どのぐらい今までかかってたものが、この方たちが会計年度任用になった時にどのぐらいアップするのか、その辺のアップ率でも結構ですし、金額でも結構ですから、わかりやすく私たちが町民に説明しやすいようにお答えいただければというふうに思うんですが。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

それではですね、一番わかりやすい例で申しますと、一般の事務職員の方は、この議案書にあるとおり1-1の給料表14万6,100円ですか、の給料表から始まるということでございまして、この方の

ですね時給で換算いたしますと898円ぐらいになるんですかね、今、私どもの大洗町で採用している賃金は860円ですので、時給ベースですと、その差額ですね、40円弱の時給でいえばアップになります。ただしこれ、時給ですので、その会計年度職員の方がですね、その各課でどういう働き方をするのかによっては、また若干変わってくる部分もございますけれども、一応1-1のわかりやすいところで申しますと、時給ベースではそのぐらいのベースアップが図られているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。こういった任用関係とか給料体系に私たち議会はあまり発言したくはないんで、この辺にしますけども、ただ一つですね、今回の大きな変化というのは、部門が変わったということですよね。今まで臨時職員の皆さんたちは皆さん全体のなかの人件費には含まれてなく別なほうに入ってたのが、今度、人件費として全体の流れのなかに入ってくる。この時に私はちょっと疑問なのはですね、基準財政需要額がどのように変わってくるのかってのも多分どこかにあるのかなという感じはしてるんですが、この辺の総体的なねものはこれからなんでしょうけども、そのあたりってのはどうなんでしょうか。やはり需要額に関係してくるのかどうか、その辺の何か数字として見えれば、やはり見えると私たちはそこに聞きたくなるという現実がありますので、そういったものはどうなのかわかっている範囲で結構ですからお尋ねを最後にしまして終わりにします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のようにですね、雇用体系といたしましては、今までの臨時職員さんで例えればですね、あまり雇用体系としては早々変わりはないんですけども、予算の立て方といたしましては、これ全く今度は変わってきてしまうわけございまして、具体的に申せば、今まで賃金として予算計上していたものが給料もしくは報酬という決算統計上の話でいけば人件費のほうに今度は振り分けられると。今までは賃金は確か物件費のはずですので、これ全く決算統計上はこれ、違う経費として取り扱われるであろうと。これは当町だけのお話ではございませんので、全国の市町村がそういう取り扱いで決算のほうはなされるんだろうと思いますので、その経費増につきまして議員、前回もご質問があったと思うんですけども、じゃあこれ、普通交付税におけます基準財政需要額のほうにどう算入されるかというところではですね、1人当たり増えたんで、じゃあ基準財政需要額のほう、単位費用としていくら設けるといようなことは、まだ私どものほうに情報は来てはございませんけれども、一部報道によりますと、今回制度改正にとっての財政負担は、普通交付税なのか特別交付税なのかまだちょっと承知しかねませんけれども、交付税措置はされる、何らかの形で措置はされるというようにも聞いておりますので、それは制度がですね明確になった時点でそれはお示しをできるのかなと思いますけども、現段階ではですね具体的に基準財政需要額の単位費用は1人当たりいくらだといようなことは示されておられませんので、そこはご理解いただきたいと思います。宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第17号 大洗町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第17号 大洗町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明をいたします。

26ページをご覧ください。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、会計年度任用職員の新たな設けがあったわけであります。所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、会計年度任用職員の服務の宣誓について、条例で別に定めることができるものとして、会計年度任用職員が再度任用された場合、先の任用で服務の宣誓を行っていれば、改めて宣誓をしなくてよいとする規定を規則で定めるという内容でございます。

以上、議案第17号の内容は今申し上げましたとおりであります。議案書によりましてご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 大洗町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今説明されましたけど、ちょっとわかりませんのでもう一度伺いますが、今度のこの地方公務員法の改正に伴って、その任命権者は別段定めることができるということが新たに加わったと。この加わるという背景ですかね、今までなかったんですが、これを加えなければならぬという背景はどういうところから出ているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の制度の導入につきましてはですね、会計年度任用職員については私どもと同様の責務、守秘義務でありますとか、そんなのが明確化されましたので、この条例で申し上げていることはですね、私どもも入庁をする時にですね宣誓書というものを、非常に私も懐かしく見たんですけども、私は日本国憲法を尊重し・・・から始まりまして、全体の奉仕者として・・・というような宣誓書を任命権者のほうに署名して提出するわけなんですけども、これを会計年度任用職員にもしていただくと、私たちと同じ一応立場、ある意味立場になりますので、宣誓をしていただくと。ただし、会計年度任用職員の方は、会計年度でもう一回切り替わるというようなことですので、じゃあその都度出すのかということではなくて、2年目以降の方は、1枚出せばそれをもって宣誓書の提出は2回以上続けて任用される方については、最初の一度でいいですよというような規則を新たに設けたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。宜しくお願いします。

○12番（菊地昇悦君） いいです。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第18号 大洗町税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第18号 大洗町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

28ページをご覧ください。

本案につきましては、戦後の財政基盤強化のため創設された固定資産税前納奨励金制度について、口座振替制度の普及やコンビニ納付の導入などによりまして納税の利便性が向上し、「税収の早期確保」や「自主納税意識の高揚」等の制度導入当初の目的が大体達成されたということでございます。令和2年度をもってこの前納奨励金制度、これを廃止することに伴い、所要の改正を行う内容でございます。

議案第18号については今の説明のとおりでありまして、議案書によりましてご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 大洗町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第19号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第19号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について、提案の理由をご説明いたします。

30ページをご覧ください。

本案につきましては、町民会館をはじめとする6つの施設の施設使用料の見直しに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、利用者と未利用者との負担の公平性を確保しつつ、消費税の引き上げなどの社会情勢を踏まえまして施設使用料金の改定を行うという内容でございます。

議案第19号については、ただいま申し上げましたとおりでありまして、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について質疑を行います。7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 範囲が広いので、ゆっくら館とキャンプ場、この2つについてちょっとお尋ねをいたします。

12月議会の時に、私は料金を見直したほうがいいんじゃないですかというお話をさせていただいた時に総務課長のほうから、今の料金ありき、そしてそこにどのぐらい上乗せをするということで

はなくて、ゼロベースで今の料金が果たして適切なかどうか、その辺のところから考えて料金設定をするようにと、そういった指示があったというふうに聞いております。それを踏まえてこの料金設定されていると思うんですけれども、まず、ゆっくら健康館のほうなんですけれども、この年間券ですか、今まで3万2,000円が高齢者の場合3万5,000円ということなんですけれども、こちらに関しては以前と同じくこの券を持っていたとしても、一回一回入る際には、改めて若干のお金を払って入るというその仕組みは多分変わらないのかなと思うんですよね。課長、そうですね。うなずいていただければ……。そうですね、はい。ここに関してですね以前から利用者の方から、年間券を買ってるんだから、一回一回お金を払うということをするべきなのかどうかということを経営にいろいろ聞かれておりました。その辺のところも、その料金の全体的な見直しということではなくて、その料金の中身といいますか、そういったところの検討、それはされたことはあったのかどうか改めてお尋ねいたします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） ただいまの飯田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、料金の改定に至った経緯でございますけれども、まさにこちら、去年例えば消費税の改定があったと、それを料金のほうに単純に添加をするということではなくですね、今まで例えばゆっくら健康館の場合ですと、去年の4月で開館20年というような節目を迎えましてですね、これまでの例えば10年後、またその後の10年間という歩みを見てきた中でですね、恐らく最初の10年目の段階では施設の老朽化などもまだ今のように進んではおらなかったという状況もありまして、大きな料金改定なく今まできたという経緯がございます。こういった中で今後に向けて、将来に向けての健全な財政運営というところを意識した場合に、どのようにあるべきかというところで、現在の利用状況なども踏まえてですね、かかってきている顕著に伸びが見られるようなところで、やはり需用費の部分が伸びが大きいということもございましたので、そういったものを利用料のなかに逆に割り返していった場合にどのぐらいの金額になるのかというところをいろいろ試算をさせていただきました、そういった中で一つに50円というところの料金のほうを算出をしたところでございます。

また、先ほど定期利用のほうということでお話がありましたけれども、こちらにつきましても、こちらの規定のところで書かせていただいているような料金に今後設定させていただきたいというところではあるんですけれども、現状も基本的に定期をお持ちの方はそのままお入りをいただいております。ただ、その方がプールを通常利用している方が温泉にも入ると、そういった時にはやはりそれなりの差額分ということでいただくというところで、その分に関しては今までも300円ということで徴収をさせていただいておったんですけれども、そこは上げ幅は今回のものには考慮はしないですね、引き続き同じ利用の料金ということで追加していただければ両方の施設をお使いいただけるというような形で整理をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） わかりました。ゆっくら館のほうに関しては、12月の時には、ちょっと正直上げにくいところだということだったんで、私、出てこないのかなと思ってたんですけれども、出

てきましたんで、そこは評価をさせていただきたいと思います。

キャンプ場のほうなんです、これ2回目の質問ということになってしまいますが、どうですかね、これ。

○議長（小沼正男君） 1回目です。

○7番（飯田英樹君） 1回目でもいいですか。すいません。まず確認させていただきたいのが、大洗町営キャンプ場というのは、どのキャンプ場を指しているのか教えてください。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回ですね値上げの対象となつてございますのは、大洗サンビーチキャンプ場のほうとなつてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 料金上げて、私は大変有り難いと思うんですけども、幕末と明治の博物館にある大洗キャンプ場、そして夕日の郷松川のキャンプ場、こちらに関しては、じゃあ上げていないと、見直しをしていないということだと思うんですが、これはどうしてなのでしょう。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 飯田議員のご質問にお答えします。

幕末と明治の博物館内にあるキャンプ場につきましては、今回こういった町全体の検討のなかです、検討はしてございます。ただしですね、大洗キャンプ場におきましては、近隣のキャンプ場と比較しますと高い設定の料金になっているということがございます。それとですね、現在、大洗のキャンプ場のほうは利用率のほうがかなり良いということもありますので、ここではですね、現在そういうこともありますので、これを変えてですね、上げて改正するというのではなくてですね、このままのところを持っていったほうがいいかなと思ひまして、大洗キャンプ場については見送つてございます。

○議長（小沼正男君） それでは、農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、引き続き飯田議員の質問にお答えしたいと思います。

夕日の郷松川のですねキャンプ場につきましては、平成28年度オープンということで、完全にですね芝張りも終わっていない状況でスタートした経緯がございます。平成29年度に芝張りがようやく完了したということで、本格稼働は平成30年度なのかなというふうに感じておるところでございます。本格稼働してまだ1年、2年というところですね、やっとリピーターがついてきたというところで料金の値上げについては、時期尚早なのかなということで今回は見送つたところでございます。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 最後ですね。生涯学習課長からお話がございました。もちろん理解はいたします。しかし、仮にその民間が例えばやられていたとするならば、今、成績が良いから、じゃあもうちょっとここで何とかしようかという感じに、考え方になるのも一つの考え方だと思うんですね。

確かに周りと比べて決して安いという状況ではない、そこも理解しますが、そのなかで、あそこ幕末と明治の博物館とのコラボではないですけれども、前にも話があったキャンプ場に來た方が幕末と明治の博物館を見るのかというと、客層がそこはまた違うんで、なかなかその連携は図れないというところですけども、あそこの場合は何といっても区間がない中でキャンプができるという、よそとは違ったまた強みというところもありますから、その辺のところは、また時期を見て是非料金の見直し、考えていただきたいなというふうに思っております。

夕日の郷のほうに関しては、了解いたしました。

それで最後の質問なんですが、今後、今回条例改正で料金見直しということで出てはいないけども、例えば今計画をしているよというところがあるかもしれない、課長方に教えていただきたいということと、あと先日、新聞に載っておりました大洗町と野球のアストロプラネッツですか、こちらとの連携というんですかね、そういう協定を結ばれたと思うんですけども、アストロプラネッツの皆さんが運動公園を使う際の料金というのはどのようになっているのかお尋ねをして終わりにします。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 飯田議員のご質問にお答えします。

先日、アストロプラネッツと協定を結ばせていただきました。協定はですね、結ぶ以前からですね令和元年度ですか、平成31年度の3月ですかね、の時から是非今度BCリーグに加盟するのでキャンプをしたいんだということで、キャンプ場として使わせていただきたいということでお話がありまして、それを私どもの運動公園を提供して活動していただいております。

今回の条例の改正でも出しておりますが、都市公園条例のなかの運動公園の施設になってございますけど、3つに分けて、アマチュアスポーツと、それからですね営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物、あるいはもう一回ですね、興行及び営利・宣伝を目的とする催物ということで3つ分かれてございます。BCリーグということは、公式試合におきましては料金を取って試合をするというようなことになると思いますので、もし公式戦をやるとなれば3番目のものになると思いますけれども、大洗町キャンプ時期間ということで、球団自体は営利を目的とする団体であると思いますけれども、オープン戦、公式戦ができないということの練習の環境ということでありますので、是非大洗町の子どものために、そういった考えもありますので、町のなかで協議をいたしまして、アマチュアスポーツと同じ料金の設定で貸しております。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 様々な施設の料金の使用料の引き上げなんですけど、値上げの理由としては、この提案書では施設利用料の見直しに伴う条例の改定というふうに示されています。また、今までの答弁でいいますと、消費税の関わりで、あるいは財政の今後の在り方を踏まえてと、様々な理由が挙げられていますが、全体のこの値上げの理由というのは実際のところどういう理由なのかということがまず一つ伺います。

もう一点は、この値上げによってですね全体の利用実績から見て、どれだけの利用料がアップす

るのか、町に入ってくるのかということをですね。

もう一点はですね、中央公民館や漁村センターなどでは、少人数のグループの教養・文化活動が盛んに行われています。しかも大体高齢者だというような状況ですが、こういう方々に今度の値上げについて意見を伺ったことがあるのかどうか、この3点を伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回の使用料の改定によります基本的な考え方といたしましては、先ほど提案理由のほうにあったとおりですね、受益者負担の原則というものと、その受益者と使用料を負担する人とならない人の均衡というものをまず考えていただくということと、あとは原価ですね、要はこの施設を運営していくに当たって、本来どのぐらいの使用料をとればペイできるのかというような観点に立ち戻っていただいて、原価というものを新しいですね概念として捉えた上で各施設のですね使用料、手数料のほうを再度検討していただきたいというコンセプトで今回の使用料の改定を検討していただいた背景がまずございます。私からのほうは以上です。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 健康増進課のほうで、ゆっくら健康館の部分での試算などについて、ちょっとお手持ちのものでご説明をさせていただきます。

議員ご質問のように、この今回の値上げの目的というところもございますけれども、まず、ゆっくら健康館の場合に施設の設置の目的が町民の健康の保持増進、また、福祉の目的というところもございましたので、ここは慎重に今までも検討させていただいてきた経緯がございます。そういった中で、やはり受益者負担という観点での部分での料金のところを意識をさせていただきまして試算のほうをさせていただきました。今回の値上げに伴いましてですね、年間でおおよそ700万円前後の収入の増ということで見込んでございます。ゆっくら健康館としては以上です。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 全体として収入がどれぐらい伸びるかというようなご質問になりますか。まちづくり推進課長のほうで今、数字のほうを持ってきてないということでおっしゃってまして、今、ゆっくら館のほうで700万ですか、それは今ご答弁があったと思うんですけど、私どもの施設はですね、金額にしますと町民会館で約7万円、漁村センターで8,000円、運動公園で約30万円、中央公民館で約3万円ということで、4つの施設にしますと40万8,000円ぐらいのアップになるということでお答えしたいと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） では、質問のほうにお答えいたします。

ちょっと個別のですね施設ごとでいくらくらというのは、ちょっとただいま資料を持ち合わせてなかったんですけども、今回、使用料の見直しを行って、料金改定行いました結果ですね、その全体額ですと1,000万円が増収という形にはなっております。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 菊地議員の3番目のご質問になると思います。今回値上げをするに当たって、利用者から意見を聞いたのかということでございますけども、今回は直接ですね意見は伺っておりません。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 最初も良かったですけれども、この中央公民館、漁村センターなどではね、高齢者の少人数のグループですよ。こういう方々が週に一度とか、月に何回とかっていう形で活動しています。大変皆さんの生きがいになっていると、そういう交流の場にもなっておりまして、非常に大切な施設という役割を担っているというふうに伺っております。金額的にはね数百円というような、一日中やることはあまりないようですが、半日で数百円ということで、だけでも話を聞くです、話を聞かされたんですが、料金やっぱ高い、高いと、負担だというような声もあるんですよ。実際のところは。負担と公平というような説明もありましたが、これはもともと当たり前であって、だから今までの料金が設定されている。この料金は負担と公平に沿わないというわけではなくて、もともとその趣旨に沿って料金払っているわけですから、この方々の思いからしたらですね、その減免というような考え方もあっていいのではないかと思います、減免規定というのはどういうふうな内容になっているのか伺います。

また、もう一つはですね、町外の方々への減免規定は、どういうふうに定められているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 菊地議員のご質問にお答えします。

申し訳ございません、減免規定のほうのちょっと私の勉強不足で、今お答えはできませんので、その辺はちょっと後で調べて説明させていただきたいと思っております。

料金につきましては、確かに町民の生きがい活動、生涯学習という立場で利用していただいております、大変有り難く思っております。ですけども、やはり利用者ということであれ限定される方が利用するということでもありますので、そういった利用する方からやっぱ負担いただくということは、考えとしては間違っていないのかなと思っておりますし、消費税がですね添加されて、これまで改定しなかったということもありますので、やはりそういったことから利用者、受益者負担というようなことも考えまして今回改正させていただくことに提案してございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私は負担が不公平だとか何とかっていつてるわけじゃないんですよ。負担は負担ですから、それぞれそれは間違いではないと思うんです。ただ、そういうグループ、少人数、高齢者の方々の生きがいをどう支えていくか、サポートするかということを考えた時に、そういう規定もあっていいのではないかという、今後考えていただきたいと思うんですが、町外の減免についてはどうなのかという、これ、なければならぬと思いますが、これから出ますけど、公の施設でね、公の施設、例えば水戸の方が大洗の漁村センターを使いたいといった時に、これはきっちりとそういうふうに施設の協定に基づいて取り組まれているのかどうか、係のものがそのこ

とをちゃんと踏まえて対応しているのかということをやっと心配なってきたんですけども、これは大丈夫でしょうか。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 菊地議員の再度の質問にお答えします。

町外者につきましては、倍額ということで徴収しております、その辺は適正に行っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それだとちょっとまずくないですか。町外の、私、水戸といいましたけども、町外の方が漁村センターを活用する時は、町内と同じ料金でなければならないということが協定で結ばれているはずなんですよね。こういうことを、だからちょっと心配なったなと思って、だから今回の条例では、町外、町内、料金違います。ですから、減免ということをきっちりと踏まえておかないと、今後、協定が履行されないということになっていくんじゃないかという、そういうことで伺ったわけですが、どういうふうに対応しているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 公の施設ということでこの後に出てくると思いますが、中央公民館につきましては、その協定ですね対象施設にはなってございませんので、この漁村センターにつきましては対象の施設ということでありますので、この辺訂正させていただきたいと思っております。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、3回目なので、ここで終了させていただきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第20号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第20号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

52ページをお開きください。

本案につきましては、令和2年6月21日に改正卸売市場法が施行されることに伴いまして、茨城県卸売市場条例が廃止され、地方卸売市場の開設許可が認定制になることから、所要の改正を行うというものでございます。

主な改正の内容といたしましては、市場開設者である町が認定に必要な基本方針について新たに整備をするものでございます。

議案第20号は、ただいま申し上げましたとおりでありますので、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ここにちょっと、ちらっと読みますと、暴力団員等社会勢力の話が出ております。ここについてだけお尋ねをしたいんですが、暴力団というのは、前にも条例のなかで実は暴力団という言葉が、文言が使われているんですね。多分暴対法ができた後って、暴力団というのは地下組織になって、暴力団として認定された、されないの問題があるんで、反社会勢力だとか、反社会团体だとかっていう文言が多くなってきたように私は認識してるんですけども、このあたりって、いや、つまらない質問かもしれないんですが、暴力団というのは、果たしてこういう条例のなかの言葉として正しいんでしょうか、ちょっとお尋ねをしたいなと思います。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） 坂本議員のご質問ですが、国の例に倣って今回改正をさせていただいてということで、ちょっとそこまで深く考えずに、現に倣って今回改正してしまったところがございますが、例がそうなっていることから大丈夫なのかなというふうに考えております。宜しくお問い合わせいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 本当に些末な質問でね大変恐縮なんですけども、というのは、暴対法ができて、暴力団として認定された人間、例えばAさん、こういう人たちはいわゆる何々会何とかのその暴対法のなかで対象者になるわけですね。しかし、反社会勢力っていうのは、そこ以外の者でも同じような活動をする団体ができ始めてる。そうしますと、暴力団とここで定義した以上は、暴力団以外、いわゆる暴対法のなかで指定されていない団体は大丈夫だということになるんですね。だからこの辺りをもう少し精査されて提案されたほうがいいんじゃないかなというふうに、要するに幅の問題だと思いますけども、些末な質問で大変恐縮ですけども、非常に気になるものですから、もし何か答弁があればもう一度お願いをして終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第20号は、原案のとおり決しました。

◎議案第21号および議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第21号 大洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第21号 大洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例および議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の2件について、提案の理由をご説明いたします。

67ページをご覧ください。

議案第21号につきましては、民法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から大洗町営住宅における保証人制度を見直すため、本条例を改正するものでございます。

主な改正の内容といたしましては、保証人が保証する極度額を設定するとともに、個人の保証人を立てることが困難な方に対して、民間保証会社による法人保証を選択できるように所要の改正を行うものでございます。

次に、70ページでございますが、議案第22号につきましても議案第21号と同様に、大洗町特定公共賃貸住宅における保証人制度を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第21号および22号については、ただいま申し上げましたとおりでありまして、議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 保証人制度の見直しということで、保証会社を選択できるか保証人を立てるかということだと思うんですが、これにつきまして民間では常々もう保証人を立てなくてですね、保証会社が今、保証しているケースがほとんどなんですけども、この地方自治体に関しましては保証会社委託ということで、この4月からなるということなんですけども、この保証会社というのは、もうどこの会社かというのが決まっているのかどうかと、まず一点ですね、もし決まっていれば保証会

社の会社名を挙げていただきたいことと、あとこの保証会社に関しまして、保証が通らない人については、従来どおり連帯保証人、第三者の連帯保証人でいいのかどうか、この2つをお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

保証会社につきましてはですね、今回、今、県のほうでも同じくこの4月から保証会社というのを認めるということで条例の改正を行っておりまして、今、どういった会社を認めるのかということにつきまして、今、県と協議をしているところで、具体的に今この会社というのが決まっているわけではございません。ただ、考え方としましては、国のほうで認定するという制度もあるということをお伺いしておりますので、その国のほうで認定した会社のほうを町で認めるという形になろうかと考えてございます。

もう一点の保証会社が認めない場合ということなんでございますが、これも料金とかそういったもので今その保証の負担というのをあるかと思うんですが、比較的考えにくいということではございますが、もしそれで保証会社のほうが認めないということであれば、その場合は従来どおり保証人による保証を立てていただくという形になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 保証会社のほうはまだ決まってないということで了解をいたしました。

稀にですね、この保証会社というのは、クレジット会社と同じでして、信用保証調査をまず多分すると思うんですよ。通らない方も稀にいるということなので、その場合には従来どおり第三者から連帯保証人をとるということなんですけども、既存で連帯保証になっている方がいて、町営住宅に今入居されている方がいて、その方の連帯保証人はこの保証会社につけ替えができるということも可能なのかお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 石山議員のさらなる質問にお答えいたします。

保証人を4月以降、条例が改正されましたら、現在保証人を立てている方が保証会社に移るということは十分可能でございます。

○議長（小沼正男君） ほかに。9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 私がちょっと認識が足りないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、保証会社の概要ですね、これは民間なのか半官半民であるのか、それとも例えば住宅がなくなっちゃって住むところがない、そういう方たちでも利用できるのかとか、それから、保証料金ですね、そういうものはどのぐらいなのか、会社が決まってないということで今すぐわからないと思うんですが、そういったもの保証会社の概要ですかね、営業の概要とか、そういうものをちょっと教えていただければと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 和田議員の質問にお答えいたします。

保証会社につきましては、これはいろんなケースがあるかと思います。当然、民間の保証会社というのもございます。一般的にはですね、入居時の家賃の半額、50%を納めまして、以降、年1万円ぐらいの支払いで保証を受けられるというようなサービスだというように聞いておりますので、今回大洗町で指定する、認める会社についても、似たような料金体系になるのではないかというふうに想定してございます。以上です。

○9番（和田淳也君） 了解です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ある程度質問が出たんですが、保証会社の現状としてですね、ちょっとお尋ねしたいのは、保証会社というその名のとおり、いわゆるその家賃そのものも保証しますよというところまで多分言及されているんだと思うんですが、どういう形でその保証会社に町として委託するかというのは、実は一番この公営住宅法のなかでは難しいところなんだと思うんです。例えばですね、保証会社Aという会社がBという方の入居者の保証をします。保証会社としてします。今いわれたように家賃の半分を払ってから年間1万円だとかっていう金額が設定される。それで、その方が支払いができなくなった時、その時は代替えとしてその保証会社が払ってくれると、町なら町に払うと。しかし、これがある一定の期間、例えば3カ月で大体終わるんです。3カ月で支払いが終わった時に、じゃあ4カ月目どうなのかっていうと、その保証会社のほうは撤去するようになります。今の現状の市場の流通ではそういう形をとってます。私、実はアパート業ですから、もうほとんど保証会社になってますので、そういう流れなんですね。しかし、その公営法のなかで、住宅法のなかで、そういう困った方を、いわゆる撤去というか転居させるということはなかなかできない。そこと整合性ってどういうふうにやっていくか、このあたりはやはり公営の住宅としての一番大切なところなんだと思うんです。しかし、民間の競争力をそこに入れた時に、そのバランスをどのように現場として考えるのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 坂本議員の質問に対してお答えいたします。

確かにこれ、極度額をどの程度に定めるかというところが一番肝になってくるかと思います。これ、今回ですね、この条例の改正に伴いまして、大洗町でもこの保証の、いわゆる保証金額、保証をどの程度保証してもらうのかというところにつきましては規則で別途定めるんですが、これは6カ月、家賃の6カ月相当の額を保証していただくという形にしたいと思っています。ですので、3カ月滞納した段階で当然町としても住んでいる方に対して働きかけを強めていきますし、町から当然保証会社に対して連絡をして、こういうことなので早めに保証会社からも入居者に対して督促をしていただくというような形で、滞納がそれ以上進まないような対策をしっかりとっていくという形になろうかと思います。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。半年という猶予の長さにするということ、また、先ほど私が申し上げましたようにですね、生活保護になればまた別問題で、準保護的な方々でなかなか支

払いが難しい、現実的な借財が結構あったりしてなかなか支払いができないという方も今いらっしゃるんじゃないかと思うんです。私はその信賞必罰ではないですが、やはりきちっと税の均等、支払いの均等からすれば当たり前のことなんですが、そうされない、できない方々、ここに対してはまた別な配慮をするということでよろしいのでしょうか。そこだけ確認して終わります。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 坂本議員のさらなる問いに対してお答えいたします。

当然、今、議員おっしゃられたように、入居しているのに対して必要な対価というのは支払っていただくというのが前提なんです、個別の事情というのがそれぞれにございます。その場合はですね、町の規定等に依りまして家賃の減免といったことも対応できるかと思っておりますので、それは個別に、当然都市建設課だけではなく福祉サイドとかとも連携しながら適切に対処していきたいと考えております。以上です。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 住宅管理条例の一部改正するということで、現時点としてね滞納額がちょっとよくはないので、その点で今度どういう対処するか、ちょっと厳しいかもしれませんが、かなりありますので、その点で改正することによって解消できるかどうかちょっとお尋ねしますけども、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 勝村議員の質問にお答えいたします。

今回のこの保証人の規定に関しましては、4月1日以降に契約する契約に対して有効になるものですので、現在入られている方が保証人を変えなければ、その保証人の方については従来どおりの規定が適用されるということです、直接この改定が家賃の今の滞納に対して効いてくるものではないかと思ひます。ただ、当然、保証人、新たにこれから契約した方については、あくまでも保証人が保証してくれるのは6カ月分までということになりますので、町としてもそれまでたまらないように、今までは無制限に保証人に対して保証できて、請求できていたものが半年分しか請求できませんので、きちっと滞納の整理について今まで以上に対応して、訪問したり、電話をしたりという対応を続けていくことが大事だと認識しております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 担当課長、十分わかつてると思ひますけども、税の平等ということで、公営住宅の場合はね税を入れてつくってありますので、大変だと思ひますけども、今後とも十分ね対処していただいて、滞納の解消のほう、宜しくお願ひしたいなと思ひます。終わります。宜しくお願ひします。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第21は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第22は、原案のとおり決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、県央地域首長懇話会を構成する9市町村の公の施設の広域利用につきまして、対象施設の変更により、関係市町村と協議するため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号については、ただいま申し上げたとおりでありまして、議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この公の施設ですが、大洗町の施設としては、ほかの自治体と比べると少ないというのがまず第一、よくわかるんですけども、ほかのところ見ますと、図書館含めてですね

町外の方にも同じように無料で提供するというような、そういうことまで広がっているようですが、これを広げるというような、対象施設を広げるということは、ある意味では町外の方々が大洗に入ってきて経済的な関係でも寄与できる可能性もあるんじゃないかという考え方もあると。そういう、この施設をもっと広げるというような考え方は今持っていないのかどうか伺います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） ただいまの菊地議員の質問に対してお答えいたします。

こちら、公の施設の広域利用ということで、圏域9市町村での住民の方が相互に利用することにおいての利便性が上がるという、まさしく議員のおっしゃるところでもございますし、また、町外の方がですね来ていただくことによって、人の流れも活発になってというふうなこともございますので、そのあたりについてはですね、もともとあと施設料金が町内・町外と違うというようなものを同じ金額で使えますというようなものですので、そういった形で町内・町外という形での料金設定が異なるような施設がまだあるようでしたらですね、そういった形での広域利用を進めることができるかどうかについては、前向きにそこは検討すべきかなというふうには感じております。

現在、大洗町のほうで3施設ですね、76ページのほうございますけれども、住民の方、町内の方の利用がおおよそ7割、県央地域の方が25%ぐらい、あとは県央地域外の方5%という状況になってまして、25%の方がですねこの協定に基づいて来ていただいているということにもなりますので、そういった形での検討のほうはですね、していきたいなというふうに思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 検討していただけるということで、是非キャンプ場なんかもね、これ非常に人集められるような可能性もありますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） この資料74ページからのを見させていただくと、大洗町が図書室が唯一自治体として抜けているんですけども、それはどういった意味なんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 質問のほうをちょっと確認したいんですけど、大洗町の図書室が抜けているのはどういったことかという質問で・・・。

○3番（櫻井重明君） はい。

○生涯学習課長（深作和利君） 大洗町の図書室はですね、無料で利用できるもので、有料の施設ではないということで入ってないです。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ごめんなさい、変な質問してしまいまして。じゃあそれでは、例えば常澄図書館とか、ほかのひたちなかの那珂湊図書館とかで借りた本なんかを、例えば大洗なんかに戻してとか、逆のパターンもあったりとか、そういった連携をしていくような話し合いとかっていうのは今後なされる予定というか、そういった話って出てるんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 図書館のですね本のですね相互利用っていうことだと思います。これは既にですね、県内の図書館でやっておりまして、大洗町になればほかの図書館から借りてくるといようなこともできますので、現在も進められております。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 例えば大洗の人が常澄かなんかで借りてきて、それを大洗町の図書室に返却ができるとか、そういった何ていうんでしょう、返却ポスト的な何かこう、そういったことの質問だったんですけれども。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 今、櫻井議員のほうで質問いただきました事業ですね、新しくですね今年度、令和2年度からですかね、県全体でですね、何ですかあのオンラインで申し込んで、それを今いったようなわざわざ行かなくてもですね返却とか貸し出しとかというシステムができるということでありますので、よりですね令和2年度は充実した事業になっていくのかなと考えております。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第23号は、原案のとおり決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第7、議案第24号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第24号について提案の理由をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ5,552万2,000円を減額をいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億9,146万9,000円とするものでございます。また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定をするともに、既定の地方債を変更するものでございます。

5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、年度内完了が困難となる見込みの12事業について、翌年度に

予算を繰り越して使用できるよう措置するものでございます。

総務費の戸別受信機購入事業につきましては、12月議会において補正予算に追加計上し、既に発注済みの100台分について、納品が翌年度になることから319万円を繰り越すものでございます。

大洗鹿島線支援事業につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、昨年10月25日の豪雨により、鉄道隣接斜面2カ所が崩壊したため、国・県・沿線市町村で協調支援を行うための費用として192万6,000円について、事業着手が翌年度となる見込みのため全額を繰り越すものでございます。

民生費の災害支援事業につきましては、台風19号により住宅被害に遭われた世帯の生活再建のための支援金でございますが、現在未申請となっている5世帯分の125万円を繰り越すものでございます。

衛生費の指定ごみ袋作成事業につきましては、発注済みごみ袋の納品が翌年度となることから89万7,000円を繰り越すものでございます。

農林水産業費の強い農業・担い手作り総合支援事業につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、昨年の台風19号において農業用ハウスなど農業用の資機材に被害を受けた農業者に対し、新たな国の支援制度が設けられたため、国県とともに支援を実施するための費用609万7,000円について、国の支出見込みが翌年度となることから全額を繰り越すものでございます。

経営構造改善事業補助事業につきましては、現在、魚市場施設内で建設を進めております活魚畜養施設の完成見込みが翌年度となることから、1億6,638万7,000円を繰り越すものでございます。

商工費のタンクローリー1号車購入事業につきましては、受注生産のため年度内納車が困難なことから2,241万9,000円を繰り越すものでございます。

（仮称）大洗観光情報交流センター事業につきましては、先ほどの専決処分のご報告の際にも申し上げましたとおり、再入札手続等に時間を要し、建物の完成が翌年度になったことからですね4,184万1,000円を繰り越すものでございます。

土木費・道路橋梁費の町道整備事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているほか、今回の補正予算に追加計上しております国の補正予算配分に基づく増額分につきましても、着工が翌年度となるため、総額1億8,936万円を繰り越すものでございます。

都市計画費の駅前広場整備事業につきましては、関係機関との調整に時間を要したため、事業費1億3,614万1,000円を繰り越すものでございます。

港中央地区土地利用検討事業につきましても、変更内容の検討や関係機関との調整に時間を要したため、264万円を繰り越すものでございます。

都市計画道路若見屋平戸線整備事業につきましては、用地交渉が難航いたしました。移転登記等が翌年度となることから、事業費5,750万円を繰り越すものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表の地方債補正についてでございます。

集会所改修事業債をはじめとする地方債につきましては、充当事業費の確定によりまして、それ

ぞれ借入限度額を減額変更するものでございます。

道路整備事業債につきましては、繰越明許費のご説明でも触れましたとおり、国の補正予算に係る事業の財源といたしまして増額するものでございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によりまして410万円を減額変更するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明をいたします。

12ページをお開きください。

全般的なことといたしましては、事業費の確定あるいは決算見込みによる増減が主な要因でございます。また、総務費をはじめ、給料と職員手当等の人件費につきましては、人事院勧告や人事異動等による最終調整によるものでございます。以下、職員等の人件費及び臨時職員の賃金につきましては、省略をさせていただきます。

議会費につきましては、議員定数の減により減額するものでございます。

12ページ下段、総務費の財産管理費につきましては、地区集会所空調設備改修工事の実績によりまして委託料・工事請負費合わせて175万9,000円を減額するものでございます。

13ページ、防災費の工事請負費、避難所案内板および防災行政無線デジタル化整備工事の請負代につきましては、共に入札減に伴う実績見込みによりまして1,288万1,000円を減額するものでございます。

14ページをお開きいただきます。

企画開発総務費の大洗鹿島線支援補助金につきまして、繰越明許費のご説明でも申し上げましたとおり、豪雨被害に係る復旧費用を沿線自治体として補助するための費用192万6,000円を追加計上するものでございます。

港湾振興費につきましては、当初、サンビーチに高圧電線を設置するための費用として計上しておりましたが、現在検討が進められております、ひたちなか・大洗リゾート構想の進捗を踏まえて設置の判断をすることとしたため、今年度の予算については全額減額するものでございます。

下段の戸籍住民基本台帳費個人番号カード交付事業につきましては、番号制度に係る個人番号カード発行枚数が当初の見込みより増加していることから62万円を増額するものでございます。それに係る費用につきましては、全額国庫支出金で賄われることとなっております。

15ページをお開きください。

参議院議員選挙費および町議会議員選挙費につきましては、選挙費を清算し、各々減額するものでございます。

16ページでございますが、町民会館管理費につきましては、大ホール等について、茨城国体や小学校金管バンド部の練習場所として使用頻度が増加したことにより、不足する光熱水費90万円を追加計上するものでございます。

下段の民生費の社会福祉総務費につきましては、低所得者や子育て世代への支援策として国が主体となって展開してまいりましたプレミアム付商品券事業について、販売実績に基づき総額8,148

万5,000円を減額し、併せて財源となっている国庫支出金および販売収入を減額するものでございます。

17ページの障害者福祉費につきましては、障害児給付費および自立支援給付費の実績見込みにより、合わせて2,042万4,000円を追加計上するものでございます。

老人医療費につきましては、平成30年度分の事業費の確定に伴い、返還金21万6,000円を追加計上するものでございます。

医療福祉費につきましては、マル福制度における給付費の実績見込みによりまして261万9,000円を追加するものでございます。

国民健康保険繰出金につきましては、一般被保険者療養給付費の増が見込まれることから、一般会計からの繰出金として6,276万6,000円を追加するものでございます。

介護保険事業費につきましては、介護保険制度が改正され、低所得者への保険料軽減が強化されたことによりまして、不足する保険料収入を補填するため、介護保険特別会計繰出金1,037万2,000円を増額するものであります。

なお、財源につきましては、国2分の1、県4分の1、合わせて750万4,000円が措置されることになっております。

18ページでございますが、児童措置費につきましては、児童手当の支給実績見込みにより、扶助費を1,857万円減額するものでございます。

平成30年度の子ども・子育て支援交付金および子どものための教育・保育給付費負担金の確定によりまして、返還金851万円を追加計上するものであります。

19ページ、衛生費の塵芥処理費の海岸漂着ごみ処理業務委託料につきましては、実績見込みによりまして委託料698万円を減額するものでございます。

下段の農林水産業費・農業振興費の町土地改良区補助金につきましては、土地改良区運営費の一部不用額192万円を減額するものでございます。

強い農業・担い手作り総合支援交付金につきましては、冒頭、繰越明許費の設定でもご説明申し上げました台風19号により農業資機材に被害を受けた農業者に対しまして、国の新たな支援制度のもと、国・県・町の支援金を合わせて609万7,000円を追加計上するものであります。

20ページであります。土木費の道路新設改良費につきましても繰越明許費の設定の際にご説明いたしました、先の国の補正予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業として新たに3路線の追加配分が認められたため、委託料から補償補填および賠償金まで、合計いたしまして9,000万円を増額するものでございます。財源につきましては、国庫支出金4,705万円のほか、交付税措置率が高い補正予算債を活用をいたすところでございます。

続きまして、21ページの都市計画総務費につきましては、駅前広場整備工事について財源となる国費の内示額の減に伴いまして、工事請負費1,045万円を減額するものでございます。

街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金を財源として行っております都市計画道路若見屋平戸線整備事業について、用地交渉等に時間を要し本年度の事業着手が困難なため、委託料

から補償補填および賠償金まで、合わせて9,884万円を減額するものでございます。なお、本事業費につきましては、事業費の一部を繰り越すとともに、必要な予算を令和2年度へ再計上しているところでございます。

公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計における決算見込みによりまして、一般会計から繰出金11万2,000円を減額するものであります。

住宅管理費につきましては、調査業務の実績決算見込みにより、委託料83万6,000円を減額するものであり、木造住宅耐震化支援事業につきましても委託料6万6,000円および負担金補助および交付金を99万円減額するものでございます。

22ページの消防費の常備消防費につきましては、県消防救急無線・指令センター運営協議会への負担金額確定に伴いまして173万8,000円を減額するものでございます。

消防施設費につきましては、消防団車輛の更新に係る事業費が確定したため、委託料および備品購入費を、合わせて総額247万2,000円を減額するものでございます。

教育費の教育振興基金費につきましては、奨学金の繰り上げ償還分を積み立てるため、133万8,000円を追加計上するものでございます。

教育振興費につきましては、小学生の学習過程（カリキュラム）の基礎となる学習指導要領の改訂に伴いまして新年度から新たな教師用指導書等が必要になることから、その購入費用といたしまして459万3,000円を追加計上するものでございます。

23ページでございますが、同じく教育費の博物館費につきましては、屋上防水工事の実績見込みによりまして工事請負費を269万3,000円減額するとともに、博物館・キャンプ場の使用料収入増の見込みによりまして1,100万円を幕末と明治の博物館管理運営基金へ積み立てるものでございます。

24ページをお開きください。

保健体育総務費につきましては、当初予算において、茨城県から補助金として計上しておりました茨城国体会場地市町村運営交付金、町実行委員会へ直接交付されることになったために、町から町実行委員会への負担金を1,881万7,000円減額をし、併せて財源も減額するものでございます。これは実行委員会に直接入るといようなことの措置であります。

災害復旧費につきましては、台風19号に関する経費の一部について、県からの交付金を受けたため、歳入を一般財源と振り替えるものでございます。

7ページに戻りまして、以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、地方交付税で2,753万5,000円、使用料及び手数料で1,100万円、国庫支出金の2,181万5,000円、繰越金の2億3,181万6,000円、町債2,110万円を追加し、県支出金においては942万9,000円、繰入金で3億607万9,000円、諸収入で5,328万円を減額し、歳入歳出それぞれ5,552万2,000円を減額補正するものでございます。

以上が議案第24号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。11番 坂

本純治君。

○11番（坂本純治君） まず、4点あるんですが、まず一つはですね財政面の、今回、地方交付税が申請額として約3,000万近く上がっております。全体の分母からすると、全体の分母は5,500万ほど歳入のほう下がって、これは歳入も歳出も同じですけども。これを逆にいえばですが、やはり収入額が減ってきたということがあるんでしょうか。それとも、また別な要因があるんでしょうか。そのところだけひとつお尋ねするのが一つ、もう一つは、ページはいいんですよね、ずっといってけば、議長。17ページなんです、プレミアム付商品券の事業の負担金がですね7,700万という大きい金額が減額になっております。これは、そのプレミアム商品券を買いにきていただけなかったということなんでしょうけども、この背景がどのように、何ゆえなのかということをお尋ねをしたいと思います。

更に、学校教育関係なんです、22ページ、教育振興費のなかで教師用指導書購入代というのがありますが、この内容だけお尋ねをしたいと思います。

この4点なりますか、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 坂本議員からの質問にお答えいたします。

まず、冒頭ありましたけれども、すいません、ちょっと聞きそびれてしまったんですけども、普通交付税については増額ということですのでよろしいです・・・。

○11番（坂本純治君） いや、理由だけで。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 普通交付税の増えた要因ということですね。そちらにつきましては、当初予算のほう、ここは正直固く見ていたというふうなこともありまして、その結果、普通交付税のほう歳入といいますか、決定額のほうは大きくなったというふうな状況でございます。

○11番（坂本純治君） そうですね、幾つもちっと多岐にわたり言いましたんで。プレミアム商品券、福祉課のほうになりますか。民生費、こちらのほうのご答弁をお願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） プレミアム付商品券の購入に関するんですけども、大幅な減額ということで、この背景なんですけれども、当初予算を組んだ時にはですね、今回のこのプレミアム付商品券の購入できる対象の方っていうのが、3歳未満のお子さんを持ってらっしゃるご家庭と、町民税が非課税の低所得者層ということで、その対象となる方が約4,000人、その方が1冊4,000円の商品券を5冊まで1人上限買えるんですけども、それをフルで買った場合ということ、2万350冊ぐらいなんですけども、その数で国に申請を出しておりますので、その分、国のほうの予算措置がついております。しかしながら、この間閉じたんですけども、実際にこのプレミアム付商品券を買いたいですって手を挙げた方、申請された方っていうのが975人、1,000人に満たしておりません。非常に少ないんですけども、なおかつこの975人が5冊フルに買ったのかというと、そうではなくて、販売率がですね66%ということで、非常に何でしょうね、人気がなかったっていうのは語弊があるの

かもしれないんですけども、販売が国が思っているよりも販売が伸びなかった。今回のこの販売については、以前販売したプレミアム付商品券ですと、一括いくらで、販売期間も短くて購入してくださいっていう形だったんですが、低所得者層が対象だということなので、毎月1冊ずつ4,000円ずつ買えるようにということで販売期間を5カ月以上とっておりましたし、また、使えるお店も町内の主要な商店、小店さんと、あと大型のスーパーも加入しておりましたし、あとは薬局であったり医療機関、マッサージとかそういったところにも使えるように、使用の幅がすごく広がったので、こちらとしては使い勝手がいい商品券だったなと思うんですけども、ふたを開けてみればその程度の販売だったということで国のほうに返すお金が大きく出ている状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。この問題は、ほとんど国策なんでね、皆さんが福祉課として窓口業務としてやるのには非常にふさわしくないようなものがあつたと。やはりこれは、現場を知らない国が、といわれて仕方ないのかなというふうに思うんでありますけども、あと、私が聞いた中ではですね、せっかくここまでいろんな形で福祉目的で使えるような、また、低所得者の方、3歳未満のお母さん、お父さんの方々が使いやすいはずだったんですけども、やはり広報の問題もあつたのかなと。それと併せて、低所得者という一つのくくりになると行きづらいという方もいらっしゃるんじゃないかと。いろんなことがあります。ただ、これは国策の一つでありますけども、皆さんが力を入れなかったということではなく、やはりやり方が、窓口がちょっと違ったんじゃないかなという感じを受けました。まずそれは了解させていただきます。

先ほどのです学校教育課についてお尋ねをしたいんですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

教師用指導書の購入代ということで459万3,000円の内容についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、小学校のほうのですね学習指導要領、こちらの改訂に伴いまして、新年度から小学生が使う教科書がですね全て新しい教科書になります。これに伴いまして先生方がですね使う指導書のほうが必要になるということで、今回ですね計上させていただく流れとなっております。

その購入の内容につきましてはですね、小学校の教科、国語、算数、理科、社会とありますけども、その他ですね図工であったり生活科であったりとかですね、それらを含めまして13教科の教科で、それぞれですね指導書のほうが必要になることを踏まえまして今回その指導書の購入代として計上した状況でございます。宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。多岐にわたり、3点ですがお尋ねいたしましたけども、一応確認という意味での質問でありました。また、教育関係につきましては、更に一般質問のほうにも入れさせていただいてますので、その時また改めましてお願いをします。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

◎議案第25号ないし議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第25号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第26号 令和元年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第27号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第25号から議案第28号まで一括して提案の理由をご説明いたします。

一般会計と同じく、特別会計および水道事業会計におきましても事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因でございます。

また、給料と職員手当等の人件費につきましても一般会計と同様に人事院勧告や人事異動等による最終の調整でございます。

それでは、27ページをお開きください。

議案第25号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,896万7,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,066万4,000円とするものでございます。

31ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、人件費の最終調整でございます。また、社会保障税番号制度システム整備費委託料につきましては、マイナンバーに保険証の情報を連携し、医療機関がオンラインで国民健康保険の資格確認等ができるシステムを構築するための委託費77万円を追加計上するものでございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにおいて給付費に不足が見込

まれるため、4,800万3,000円を追加計上するものでございます。

一般被保険者高額療養費につきましても、決算見込みにおいて不足が見込まれるため、2,000万円を追加計上するものでございます。

29ページへお戻りまして、以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金で51万3,000円、繰入金6,276万6,000円、諸収入568万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,896万7,000円を追加補正するものでございます。

続きまして33ページ、議案第26号 令和元年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,598万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,305万7,000円とするものでございます。

36ページをお開きください。

介護保険料の第1号被保険者保険料と一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の関係でございますが、一般会計補正予算の際にもご説明申し上げましたとおり、介護保険制度の改正によりまして昨年4月から低所得者層へ保険料軽減率や対象者が拡充されることによりまして、保険料の収入を1,000万8,000円減額するとともに、不足する財源を一般会計繰入金で賄うため、繰入金を1,000万8,000円を増額するものでございます。

その他の歳入につきましては、これから説明いたします歳出を賄う財源となっておりますので、省略させていただきます。

37ページをお開きください。

総務費の一般管理費につきましては、人件費の最終調整でございます。また、介護報酬の改定に伴うシステム改修費を33万円追加計上するものでございます。

基金の積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、平成30年度の繰越金等を財源に2,539万6,000円を基金に積み立て、財源不足時に取り崩して充当するものでございます。

34ページへ戻りまして、以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金の264万1,000円、繰入金の1,037万2,000円、繰越金の2,297万5,000円を追加し、一方で保険料を1,000万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ2,598万円を追加補正するものでございます。

続きまして、39ページでございますが、議案第27号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,448万7,000円とするものでございます。

また、繰越明許費を設定するとともに、地方債を変更するものでございます。

41ページの第2表の繰越明許費公共下水道事業費につきましては、磯道地区や堀割地区の管渠工事において、道路管理者との協議や設計に必要な事前調整に時間を要したほか、小・中学校の設置す

るマンホールトイレについては、施工時期について学校と調整を図っていることから、総額で9,157万3,000円を繰り越すものでございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴いまして、町の負担金956万5,000円を繰り越すものでございます。

第3表地方債補正でございますが、地方債充当事業費の確定により、借入限度額を変更するものであります。

続いて、歳出の主なものについてでございますが、44ページ、公共下水道費の給与等人件費につきましては、人件費の最終調整でございます。

また、県事業の負担金として支出しております流域下水道費の那珂久慈流域下水道建設負担金につきましては、事業費の確定により負担金85万8,000円を減額するものでございます。

42ページでございますが、お戻りいただきまして、これら歳出を賄う財源として、繰越金の411万円を追加し、繰入金422万円、町債の80万円を減額することにより、歳入歳出それぞれ91万2,000円を減額するものでございます。

47ページでございますが、議案第28号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明いたします。

収益的収入および支出について、支出の水道事業費用の予定額を553万1,000円追加いたしまして、補正後の予定額を5億5,563万円とするものでございます。

48ページであります。補正内容の給料と手当等につきましては、人件費の最終調整によるものでございます。

営業費用の原水および浄水費につきましては、昨年の赤水対策として、県水を多く受水することとなったことに伴いまして、受水費用の500万円を追加計上するものでございます。

総系費につきましては、赤水対応に伴い不足する電話料や郵便料50万円を追加計上したものでございます。

以上、議案第25号から議案第28号まで一括して提案の理由をご説明申し上げました。詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議をいただきまして、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 何度も質問させていただきますけども、先ほど町長の提案のなかで国保のですね委託料、社会保障税番号制度システムの委託料が77万と出ておりました。これは内容として、先ほどの説明どおり、いわゆる私たちが持っている国民健康保険証、これがこの何ていうんですか、カードで使える、マイナンバーのカードで使えるということになるんでしょうか。それとも、それがなるとしたら、いつぐらいになるんでしょうか。そのあたりだけちょっとお尋ねをしたいんですが。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 議員の質問にお答えいたします。

今回の委託料なんですけれども、こちらのほうはマイナンバーの J-L I S という中間サーバを行っているところと、こちらのほうの国保のシステムのほうを繋げる、最終的には保険証とマイナンバーカードが一体になるところの前段階なんですけれども、そちらのほうのまずシステムの変更ということでかけさせていただいております。保険証のほう、実際に使い始められるのは令和3年ですかね、に、まず保険証のほうはそのまま残るんですけれども、マイナンバーカード発行されている方で、やはりそれを保険証として使いたい方というのがマイナポータルといいまして、国のほうのホームページのほうに個別に一人一人のページがございます。そちらのほうで保険証としてマイナンバーカードを使いたいよということで個人で申請をしていただくんですけれども、そちらをしていただくと保険証の代わりにマイナンバーカードが使えるようになるというシステムになっております。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 実はその77万という金額で、私はシステム改修って大体もう100万単位、大きければ1,000万単位ぐらいするような国の制度のなかでは大きいシステム改修だと思ってたんで、結局、簡単にいいますと、繋ぐところだけをしますよという、今回の予算措置に関しては。わかりました。ただ、これ、なかなかマイナンバーカードを発行しても、発行されてないというか、まだ確か10%にも満たないと思いますけども、こういったものをリンクできれば、さらにねもっと良くなるんだろうというふうに思いますし、更にそのマイナンバーカードって、実はもう銀行業務とか銀行のなかでは、もうほとんどストレートに、その方の財務関係はわかってるんですよ。だから、そういった流れも早めにできれば宜しいかと、終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私もこの委託料について伺いますが、現在この委託料が77万で実際には国庫支出金として51万3,000円、これ、なぜ全額国から来ないんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 今の議員の質問にお答えいたします。

今回51万3,000円ということで国のほうから補助金が入ってきてますけれども、残額については、交付税措置ということで、交付税のほうに算入されておりました、財源充当率としては100%国のほうのお金ということになっております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この繋げるための委託料は、これは今回のこの補正で完結するということですか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

今回、国のほうでスケジュール的なもので最終的には国保の保険証として使えるところの前段階

として何ステップかある中の第1段のステップということで、今後もまた修正、修正ということでシステムの改修のほうがかかってくるようになってございます。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。いいです。

○議長（小沼正男君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議がありますので、本案について起立採決によりお諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小沼正男君） 起立多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第26号 令和元年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認をさせていただきたいと思いますが、まず36ページのですね現年度分保険料として第1号被保険者保険料が1,000万ほど減額となっておりますけども、ここについてちょっとご説明をさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この36ページの第1号被保険者の保険料の1,000万8,000円の減額分なんですけれども、こちらにつきましては昨年6月に条例改正のほう、ご承認いただきました。こちらです。ね町の住民税が非課税の低所得者層、そちらに対する軽減措置に伴っての減額となります。具体的にいいますと、具体的にいわないほうがいいですかね・・・

○11番（坂本純治君） ざっくりで。

○福祉課長（小林美弥君） ざっくり、はい、そうですね、平均的な基準額としまして年額は7万200円、今なってるんですけれども、この7万200円が一番階層の、一番低所得者の階層の1段階の方ですと3万5,100円、その2段階ですと4万3,875円、3段階ですと5万895円、それとその基準額との差額分ですね、それを補てんするのに国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で補てんする形となっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。あ分がとうございます。結構な金額が最終的には減額になられたんだなというふうに思いますし、これはしいては、被保険者のですね利益になるというふうに見えるのかなというふうに思いますので、とりあえず終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第26号 令和元年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第27号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第28号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第8、議案第29号 令和元年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第29号 令和元年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の変更について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、令和元年9月2日に議決を経て、現在進めております防災行政無線デジタル化に向けた設備更新工事の請負契約を変更するものであります。

変更の内容といたしましては、令和2年度以降の拡声子局の設備更新について、早期整備を図るに当たり、今年度工事に拡声子局3局の設備更新工事を追加するため、当初、三峰無線株式会社と1億3,428万1,400円の請負契約を締結した契約額を1,408万円増額してですね1億4,836万1,400円に変更するものであります。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号につきましては以上のとおりでありまして、お手元の議案書によりご審議いただきまして、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号 令和元年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の変更についてについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 当初一度議決した内容が金額が合わないということで再提出をしていただいて、1億4,800万になるということとして認識させていただきます。

ただ、内容につきましてですね、どこがどういう形になったのか、その内容変更をざっくり、ざっくりといういい方はおかしいんですけども、わかりやすく端的に教えていただければと思いますので、お願いします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちら、変更の内容ということでございますけども、提案理由のところにも書かせていただいておりますように、今年度工事に子局3局を追加するためということでございまして、今年度、親局、それと中継局、それと再送信子局ということで令和元年度工事のほうを進めさせていただいておりますけども、防衛省のほうともですね早期整備を図りたいということで相談をしたところですね、一部補助金の増額が認められたということで、令和2年度以降に予定しております子局の整備を前倒しして実施をするということで今回変更させていただきましたので、子局3局を追加したということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。これは全協のほうでもちゃんと説明いただいておりますけども、やはり議会中心主義というのは大事なことで、私たちが議決したりそういったものに対する、やはり説明をちゃんといただくというのは前提なものですからお聞きしました。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、すいません、当初は令和元年9月3日からということで、令和2年6月30日までということの工事期間だと思いますけども、それが8月31日まで延びたということで、その駐車場にやってるのそう、違う。町の駐車場、あれ違うのか。あれはスマホか何かのあれかな。あんな感じのができるんですか、子局3局というのは。違いますか。すいません、ちょっとお尋ねしますけど。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 勝村議員のおっしゃってるその駐車場の工事というところについては、ちょっと私ども承知しておりませんので、この工事とは関係ないということでございます。

それと、子局の工事につきましては、今現在もコンクリートのポールに拡声子局というもの、スピーカーが付いていると思うんですけども、このスピーカーをアナログに対応しているものからデジタル化対応するものに機器を交換すると、更新するということでございますので、ほぼほぼですね今の拡声子局については、ポールはそのまま使用して上の機器を交換するというような工事になります。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、前のポールを使うということなんですが、耐用年数としてどのぐらいもつかお尋ねしますけども、今付いてる頭、3つぐらい付いてるよね、きつとね。3つだよね。大きさは、今のと同じなのかな。従来のポールを使って3局で1億4,800万なにかがしかですけども、約1棟いくらだ、約4,500万ぐらいかかるのか、1つ、ですよ。だよね。1つ。すいません、ちょっとお尋ねします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） いくつかご質問いただきましたけども、まず子局のポールにつきましてはですね、前回更新した時が確か平成13年、14年頃に防災行政無線のほうを更新してるかと思えます。今のポールが使えるかというところで耐用年数もありますけども、調査をした結果ですね、使えるということで今のポールを使うということで進めております。

それと大きさにつきましてはですね、場所によって違うんですけども、方向をいくつか、今でもですね全域カバーするために3方向、あるいは4方向、向いているようなスピーカーになっているかと思えます。こちらのほうもですね、どれだけ音が拡声するかというような調査を昨年度実施しておりますので、場所によって3カ所、もしくは4カ所のスピーカーが付くということで考えておまして、また、タイプもですねそれぞれに変わってきますので、全部が全部同じようなタイプのスピーカーが付くということではなくて、どこまで音を届かせるかというような調査に基づいて設置をしていくということで考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、すいません、この3つ、新しくなりますけども、全部で何箇所あんだっけ、あれ。十何カ所だっけか、付いてるのは。町全体で。最後にちょっとお尋ねしますけども、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） まず箇所数についてお答えさせていただきますと、今現在47局ですかね、それが若干増やしまして51局設置する予定でございます。

それと先ほどの質問でお答えをし忘れたんですけども、今回、3局追加するに当たって1,408万円を増額しております。ですので、3局分の金額として約1,400万円ほど増額しておりますので、単純計算すると1局当たり500万円程度、これは場所によって、タイプによって変わってきますけども、子局の値段に関してはおおよそ1カ所当たり500万円程度になるかなというふうに見ております。以上です。

○2番（勝村勝一君） 終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 令和元年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第9、議案第30号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第30号 町道路線の廃止及び認定について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、ご案内のとおり船渡大洗線が開通いたしましたところ、重複する区間の町道が8-2088号線の一部を廃止いたしまして、終点の位置を認定するものでございます。

また、通学路として利用している前原住宅付近の道路を町道8-2119号線として新たに認定するものであります。

つきましては、道路法第10条第3項および第8条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号についての説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号 町道路線の廃止及び認定について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 町道路線の廃止及び認定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり決しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第10、報告第1号 令和2年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、説明を求めます。副町長 斉藤久男君。

〔副町長 斉藤久男君 登壇〕

○副町長（斉藤久男君） 報告第1号 令和2年度大洗町土地開発公社事業計画の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元にごございます資料の1ページをお開きいただければと思います。

はじめに、令和2年度の事業計画でございます。

まず、「1 土地取得事業」でございますけれども、本年度は町の代行買収といたしまして、大洗駅周辺用地の先行取得を予定してございます。

続きまして「2 保有土地（公有地取得事業）の処分」でございますけれども、土地開発公社が所有しております五反田等の保有地について引き続き処分を進めてまいります。

「3 保有土地の管理並びに付帯する事業」につきましては、公社保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいりたいと考えております。

2ページをご覧いただきまして、令和2年度の資金計画でございますけれども「前年度決算見込額」と「本年度の予算額」の対比になっております。また、資金計画の本年度予算額につきましては4ページからの予算説明書にてご説明させていただきます。

なお、本年度予算額の受入資金及び支払資金の総額は、後から出てまいります3,346万1,000円となっております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年度の会計予算でございますけれども、収入支出につきましては4ページからの予算説明書にて、ご説明させていただきますけれども、第3条の一時借入金につきましては、資金繰りのための一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

収入の部の「1. 事業収益」につきましては、公有地取得事業収益の科目設定のため1,000円を計上しております。

ほかに、「2. 事業外収益」は、受取利息として2,000円、雑収入として1,000円、「3. 借入金」につきましては1,000円、「4. 繰越金」として前年度繰越金を3,345万6,000円と見込んでおります。

以上、「収入合計」は3,346万1,000円でございます。

5ページをご覧ください。

支出の部の「1. 事業費」の公有地取得費につきましては、土地取得費として1,730万円、補償費といたしまして260万円を計上してございます。

「2. 販売費及び一般管理費」は、公社が保有しております土地の維持管理費、振込手数料、法人税等として、24万3,000円を計上しております。

「3. 事業外費用」であります。借入金の利息等として2,000円を計上しております。

「4. 借入金償還金」は、科目設定のため1,000円を計上しております。

「5. 予備費」につきましては、1,331万5,000円を計上しております。

以上、「支出合計」は、3,346万1,000円とするものでございます。

なお、新たに用地代行買収事業など、町からの要請、協力依頼によりましては、その補完のために事業計画の変更並びに予算の補正があることを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 令和2年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） どうも御苦労さまでした。

以上、報告のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日3月6日午前9時30分から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。是非傍聴のほうをお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

大変各位ご苦労様でした。

散会 午後1時51分